MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. XII. December, 1905.
VOL. XVIII.

明治か一年五月創刊

十二月二十日竣元

明治三十八年

港 八 拾 第 號 二 十 第 市 號 會 協 獄 身

〇出獄人保護及育兒事業…………………(四七頁 ●徳島縣の出獄人保護…………… ●印南、早崎兩氏宛書康………………………………………………●西航雜記…(第四信)…………………………………………………………… 明治三十八年十月末日現在全國囚人罪名別…………明治三十八年九月末日現在全國在監人員監獄別表……統計上より觀たる監獄作業…………遊 藤 正 海外通信 |戦死病殁に就て各地通信………………石||火車米購入方に就て…………………石 ア府萬國監獄會議に對する雜懸及其概況… 第十八卷第十二號目次 信..... 錄.....(四九頁 ……(三八頁 ··(三三頁) 上 宏 表 表 橋南勇 生 吉生: 生

務 省

商

半島に於ける建國、風土、民俗、制度、各種の産業、運輸交通等の狀况其他未發の富源を指摘する等質に 本書はもと霊國政府が東亞政略上の参考として幾多の資財と精力とを抛ち極力精査したる所に係り韓 殖産商業界唯一参考の好資料たり弊院並に發賣の榮を荷ひて廣く之を世の有志者に頒たんと欲す諸彦 山林局御藏版 本を需めて弊院が世を欺かさるを知りたまへ

商務省

山林局御藏版 度 業 金拾五

を薩哈連經營に抱持する者の唯一参考として机上の珍たらざる可らず 本書寔に御たる小冊子に過ぎざるも我當局者が曩に露國林業視察の傍ら調査せる所にして苟く

賣 所

東京書院關 東京市京橋區釆女町七番地(電話新橋三九 東京市四谷區愛住町貮番地 代理店 四番)

西

○地方通信

○財決例

○解析所病爰に就て各地

○解析所病爰に就て各地

○解析所病爰に就て各地

○解析所有爰に就て各地 ● 本統計上より観れる犯罪軍の近況…… ● 明治三十八年九月末日現在全國囚人罪名別 ● 明治三十八年九月末日現在全國囚人罪名別 ● 明治三十八年九月末日現在全國囚人罪名別 ● 明治三十八年九月末日現在全國囚人罪名別 ● 西航程記(第三信)…… ● 西航程記(第三信)…… ● 西航程記(第三信)…… 奇 書 ………………………) |囚人行狀視察篤(承前)……… |未成年囚處遇に就て…………… 第十八卷第十一號目次 歿に就て各地通信……… 表別別監::表表獻進 大西區 高 進藤正直 (四四頁 道五〇頁 (六九頁 四八頁 六六頁

目 郷反女五洗育課借〇〇成の〇

に顕著な戒器〇〇む心小の和家 〇〇十〇〇近貝〇短野音樂庭

最就なの書庫蛋の間〇〇〇古

ののる動〇〇千谷〇銀立老兵

道遺襲は五清金富光報志人衛 理訓夫酒常潔〇〇陰辛二〇一 た〇のとと〇正推を苦ご老家

記者友と之し本目をと云をた書 次ししふ文るに ててべ學も次 經墨下佛德〇佐人動〇詞〇〇 就覺善く的のく 整〇のに〇農平はのま使兄智 てえ言今著にの ○風御て精業次遠義こび弟慣 大あ孝路善○○き務と○○○ 和る徳傍○宵善蔵○の文情忠 大ず微や書し良 要標語讀とて書ををを書し其な 心松〇の迷縈惡カ兩學通〇 をを書し其な ○○改集境○顧る手間○訴○ 推正薦漸て行か 知ふめく視文ら すせ或親るのむ べしはしも婉本 くむーむ裕麗書 敢る家べかには ても関きに其古 世の欒の成擬今 の本談好効味事 父書笑季のの西 兄をの節域饒碩 書〇得の家養危家等〇佐上子 翰協を強憲賢急光動伊吉をと 措理にに多傷 際達な諸 31 ○同教員○のの時○勢○算な生○ふの機遇心代言量立敬る 年て繙ししる大 死毛○○公味得の人吉志す心 ○利勤金の○○倫の兵○ベ得 き青之而家

煩あて世物しの世 はら清のとて肺に 而な春て全よ奥 しる多はなり的 威望正る湧著 其懐なに主出述 内をる一張せ多 容浮諸方之し の動氏にを金 如せが崭一玉雖

し前立目のも

はめ途す狂汁恐

前譜師のて録は

氏たて燈をかか

の何穏の家も赤

清も健下庭崇心

讀のに克的高熱

之以のる流を

をて好もし集

行 所

京党

書番 H 一號

協 會 雜 読第 拾 巻第十二 號

監

獄

論

説

歲 晚 辭

法 0 す 治 LI 险 雞 T 行 政 Ł す 0) 年、多 3 西 於 な 依 多 T n 0 可 T 3 Ł 法 否 明 4 0 12 治 0 多 則 Ξ 收 3 多 + T 発 T 吾 す す 0 3 3 0 點 か 於 7 古 を T 百 8 T 13 3 0 0) 阴 促 せ 3 V 1: 3 犯 多 かっ 0 0 以

完

郵定菊 稅價判

金金百

錢錢頁"

十二月十二 苗十 發八 行年

智 杳 0 6 3 3 3 12 3 3 不 ~ 良 せ 0 か 0 6 3 あ 遇 徒 3 3 3 * な 3 か 6 h 人 0 識 微 1 W 効 k 3 殊 12 1: を 3 司 獄 收 是 12 8 咸 す 當 せ 3 せ 'n 局 は 3 3 は 1: 3 あ 否 智 由 6 得 3 科 3 か す 3 0 司 之 司 13 包 n 法 h 藏 吾 當 聖 局 逞 1 局 吾 者 A 2 者 0 は 图 於 旣 往 T 0 0 事 曲

3

す 6 判 吾 0) 0 す T 0 0 ti す 0 2 0 3 す あ 滯 由 前 3 3 T す H T 效 Ł 數 T 1 判 ŀ. 3 3 0 を 1 T 正 3 0 \$ 理 6 は 3 8 1 由 す 地 多 方 3 方 T 4 12 裁 獄 監 判 判 0 至 所 0 0 判 0 5 0) 經 3 泥 IL: V 0) 3 0 す 3 P か 方 老 古 效 3 判 T 3 0) 增 判 3 多 0 あ 法 3 12 老 あ 0) T カコ 3 III. 6 6 控

1: 0 因 8 h 0 0 方 3 融 す 13 T 於 鄉 3 T 里 13 刑 多 迨 0 遠 U 品 かっ 行 裁 b 智 判 T 受 萬 所 V 0 其 判 不 僥 決 面 倖 12 目 上 せ 多 h 訴 掩 す 7 は 1 3 h 3 8 す 者 其 3 地 11 者 3 地 方 地 裁 方 判 裁 n る所 判

0 法 少 め 護 多 果 微 力 幸 老 せ 12 智 智 記 也 以 す 賀 3 T す T 3 T あ 冀 共 3 動 3 0 望 13 す 静 新 Ch な T 3 3 T な ず 得 2 賴 b 假 行 す P 3 生 Ł 政 以 所 業 0 を 信 T. 吾 智 F す 得 察 之 地 3 せ 0) か 到 多 it 在 L 爲 2 3 司 す 3 T め 面 め 0 3 者 監 九 10 1= 1 発 當 12 頗 獄 於 Ł 社 M 局 於 3 方 す T 會 行 T 其 Mi 3 0 多 數 0, .2 12 安 0 1 E 觀 傾 不 寧 力 0 增 3 向 逞 秩 H を 再 13 智 势 以 犯 特 呈 18 0 T 者 tz L 紊 多 滋 多 3 12 to す 13 豹 k 畫 1= Ш 3 3 Ł 其 出 拘 獄 F 共 効 せ せ 6 0 1= 果 す 3 數 3 種 は 次 收 11 K 敢 0 誘 12 0 T 0 會 方 3 減為 保

機

未

せ

す

华

疑

0

3 T

1

國 隊

0

血 來

湧

肉 盤

躍

時

12 T

於 召

行 せ

刑

0 n

實 3

老

0

襲

30

五

3

0

13

於

6

12

に民

濟

0

理

兼 問 多

T 頗 以

発

N

救

竭

L

以

T 3 迎

獄

最 3

終 0

效 期

果

收 T 集

論。護

號

1 法 tz 3 保 1: 2 5 \$ 3 h 3 當 苦 近 收 岡 護 警 老 ~ L かさ 局實 察 事 h 時 T 3 是 如 3 當 融 ず 多 \$ 局 落 信 石 獄 0 1 其 者 作 ば す 多 業 15 0 躯 扶 1 h ば 0 0 0 H 7 す H 種 其 12 原 V 類 h 0 勞 多 30 兹 栫 之 3 75 3 20 3 を 1 選 3 少 策 俱 摆 至 年 省 1 12 15 1 13 b 8 出 3 12 す 出 再 獄 3 0 後 當 防 視 T 3 覺 需 局 此 H 3 悟 ~ 甲 行 用 者 0 発 至 3 13 id Ŀ 多 微 收 多 b 0 分 12 か 得 12 0 地 0 12 3 す 3 3 於 せ h 於 3 育 在 H 1 で T 3 11 せ 牧 警 3 民 3 犯 12 h かっ 10 出 6 1 T 類 3 3 ず 多 14 世 的 司 30 0 A 德 矯 वा 融 内 H 方 0 1 A 期 島 E な 獄 T 9 護 縣 L 多 PI 留 專 12 威 H I 0) tz T n 於 化 協 業 地 合 E V す す 0) 方 to 0 0 3 0 3 3 3 20 始 出 有 0 * 3 獄 方 10 0 司

护 ٨ 當 湿 へな 一努 罪 5 It 煩 局 3 H n 地 8 0 寸 効 3 3 11 之 者 方 1 h It す 3 n 0 3 其 其 0 因 之 方 h 70 P 遠 明 It Ł 喜 能 否 10 3 貫 あ 1 者 收 3 除 0 容 0 す 歐 T 共 す 至 3 12 近 0 3 點 1 3 式 其 亦 1-T 同 1= 3 3 憂 矢 差 T あ 就 す to か E 遺 違 0 釋 5 T 0) 和 3 3 深 あ す 分 0 3 は 3 1 3 後 3 類 あ 幼 管 0 3 す to 扶 13 拘 T 6 年 0) 1 8 3 掖 勿 其 禁 す 者 0 8 别 0 論 士: 處 18 3 to 0 也 至 11 松 1 遇 放 同 20 9 3 5 b 8 11 後 は LI 得 如 h 如 3 3 反 能 0 T 者 敢 3 す 1: 1 73 3 3 其 4 其 せ 育 3 h 在 T か 沂 0 3 成 方 0 0 15 3 數 功 8 法 かっ あ # 0 T \$ 者 地 8 自 8 3 老 te は か 11 方 期 3 h 遇 恙 30 或 す 0 0 由 あ 年 It 13 夢 11 者 途 北 0 3 6 船 す 近 3 孟 救 智 3 30 Ł 犯 年 多 P 云 遇 3 合 聖 分 世 12 は 10 智 0) 其 完 古 類 3 以 質 3 事 3 T 3 流 否 里 8 遇 3 T 直 ~ 包 考 吾 1= 得 11 1: 0 犯 カン 1=

Ŧi.

更

3 13

00

監 方

丽

就

族

觀

國 - 3

人。其

の年

親の

察道

の程

如

3 回

國 す

僚 13

國 事

制

研 著

究

0

如

\$ 會

近 0

1 H

11 B

匈

官れ

我 獄

獄 業

は

鹽 0

說。清願

+

號 士

刋 らすと雖 して之れ 市 3 3 人道 谷 智 監 8 迎 其 救 主 ~ の皷 な 俱 12 力 It 0 智 空 0 二三を 谷 致 方 の跫 3 寸 h こと 錄 T 以 多 吾 期 T 3 0 す、 は 監 0 辭 去 設 2 0 置 す 留 みの を 0 施 設 助 五 影 0 の人 急

○歳 暮 述 懐

骨

0 道 にな 12 3 2 か v 7 h とこ ŧ 12 Ł 2 爪 しは 0 跡 老 1 n 1:

*

〇九 州 盤 獄 巡視 13 就 7 0 所感 (十月本會茶話會に於て)

監獄事務官 眞.木 喬 君

せら T T 15 tz 3 0 H 5 思 獄 0 智 U 事 ます。 見 7 まし 8 12 3 0 4 で、 ŧ す 其中 まい 12 が、私は此夏九 就きまして私 が感 州地方へ じた 事柄 出 張 を二 多

0 W 人 から 種々な 情 苦を 聞きま したが、 或監 獄 に於 T は + ٨

55 0 此 で す T T 0 7 立 自 0) であ 5 で 派 つ 3 2 T 全 13 3 申 分一 立て 12 其 で \$ 1 今 き事 す H 7 す と思 v 5 3 0 13 n 0 \$ 元 54 で 其 から T 0 と考 出 立 T 依 物 張 8 監 其 3 から 獄 囚 す 3 如 0) 改 0) 官 Ħ 良 吏 T 是 己 0 自 云 意 は T て Z T 掛 11 3

說

0 か 0) 3 . } 3 15 蓝 考 T 厄 扱 2 0 5. T 1 生 御 ね .5 から 4. 12 重 介 聖 惡 3 で 17 かる 1. か T L 調 位 4 第 0 多 自 J. 自 で 5 T 12 H T 3 7 6 13 唯 13 n --12 で Vi 72 1 11 3 3 h 威 0 13 5 自 E 1: 着 忽 良 多 \$ 15 0 T 3 3 0 T V で か 自 いな。分 5 It 手 最 で 置 3 か から 丈 故 3 10 b 分 13 云 科 0 T 30 0 13 7 あ 4. Ł 3 It 3 叉 毎 2 程 U 悟 5 13 tz 3 其 3 T 6. 0 的 15 働 5 3 H 御 かう 惡 13 改 3 に他 分 他 聖 5 1. 4 い斯 な か à N 責仕 定 で 初 す 身 良 bi かず か \$5 此 0 1. ~ 論 5 \$ な 多 感 te 向 め あ 1: 4 3 歐 分 せ T T 衣 行 から 悪 是 云 0 1 制 念 塞 12 T 5 能 初 护 日 15 云此 食 多 為 T 獄 1, は 4. 2 で T せ 13 4. な あ 3 1 T 考 は む 12 0 か 自 專 御 考 あ 11 5 更 丈 3 9 2 誘 云 御 な 办 げ で 3 御 3 2 30 0 で 多 3 75 n 1= で か T 道 厄 3 3 P 2 Z 懷 腹 扱 75 8 用 tt Ŀ 3 3 起 上 Ł ~ 介 ば **b**5 は 形 75 5 2 T 13 à, 0 0 Ĥ 2 場 3 手 云 其 3 T 1: 8 1 5 1: 自 T か 0) 宜 為 分 3 合 な 1= へ科 再 75 15 御 分 び 13 F 12 CK 1 0 如 す 3 め 12 云 1: 仕ば程 1. --U 3 誘 2 で 歐 な 12 かす 何 所 5 0 かず 3. す 1: 當 3 は 事 唯 丈 例 犯 0 T T 獄 導 3 Ł 最 謂 か で 多 T 役 1 h 唯 御 を科 す で 1-P 考 下 初 せ 無 13 3 0) 4 15 前 A b 叱 役 L 程 慣 5 3 申 3 ~ 五 いのの 11 b 1 て、 3 13° げ 陷 3 から 監 で 3 0 自 别 せ 厄 T で 寫 希 前 事 付 8 其 T 6 12 獄 分 で ば 1 恩 あ T 0) 8 で 老 詰 V 3 自す 資 申 13 1 道 歐 是 3 3 斯 0) 心 8 11 す 6 3 分 5 n を 4 8 國 12 す 3 這 F 歐 獄 13 如 かき -1 行 慮 威 自 3 思 1 15 Do で 0 ば 了 ば n 0 入 か 1: ず 誥 申 ば 多 1 遂 獄 0) 3 な 自 1 為 6 あ 口 1 3 盤 13 4 女 質 す 2 芝 改 P b 0 12 6 1: 事 察 3 30 4. 0 獄 5 は 24 監 自 H 25 4 今 3 多 か 糊 で で 自 な n Ł 15 X 北 6 す 云 あ 力多 0) t X 寫 品 2 3 3 H 扱 良 から 3 0) 加 た = b 3 物 丈 仕 1 12 を 改 悪 V か 0 大 5 \$0 T 5 反 0 5 で 事 又 15 · 行 分 獄 云 は で T ナ 5 L 1: to 怒 抗 善 1: あ 役 多 3 で 方 0 Do 15 2 かず 5 2 3 in 惡 11 3 A す n 3 御 御

循

+

E

む

ず

3

3

云

孟

方

法

で

It

到

底

云

元

は

力;

Ĥ 3

す

T

方

法

序

指 5

T

見

T

3 ~

3

1-

8 to

其 2 P

智 4. 3

2

す

-1:

13

3

制

な

3

82

0) で 2

1: あ

Ł

7 其

6

V

5

之

怪

か T

6 叱

n

2 V n. 3 82 8

A

元 n

0 3

で

3

怨

10 \$ 多

4.

T 來 T T 0

3

0)

3

ナ I.

t'

早 0

L

な

1,

か か

2

2

付

3

舞

で

今

1

見

3 3

最

初

1=

誘 は 云

道

貰

2

12

3

今

H

あ

3

後

12

2

L T

0

で

あ

5

申 は

は

今 \$

H

分

T 2

Ł 自

共 分

1= 共

自 は 叱 時

分

は 考

今

H T 3

13

分 其

合 反 ~ 思

惡

3 18

1

處

Щ 例 3

來

12 ば 2 13 獄 2

0

で

2 織

聖 中 2 其

直 12

す

為

12 ツ

間

要

かず

15

Щ

せ

3

かっ

5 方 か

為

抗 T

起 T

古 制

~

機 1: 對

多

チ

3

智

8

0)

T

3

か

Æ

用

かう

8

k

8

T 心 用

3

b3

同 試

で

あ

0

T

T

H

為

3 15

0

A

で

から

濟

T 0

T

3

15

·VI

杨

12

0

と云 房 T T Id 放 自 匙 で 2 は 面 15 五 を It 12 分 T tz to 第 + 5 困 5 考 3 で 投 お 獄 づ 八 思 5 12 3 0 反 で げ 3 で 省 あ T を h 3 tz 次 孟 苦 第 す 3 仕 か 4. 第 御 Ł か 舞 3 3 0 め + で 趣 恕 5 3 2 2 3 懇 で H あ 旨 T 3 云 Ł 1 P 為 4 \$ 3 で か 2 治 1-5 12 說 3 で 自 說 h 5 -療 15 入 75 渝 3 分 で 2 0 病 n 多 自 8 多 8 1 P は 12 為 12 分 00 す 分 \$ 受 3 其 積 6 は め で 0 6 H で 房 H 譯 方 n b 此 は で 12 少 ば で tz で ~ 法 H 此 頃 な は 看 懇 入 0 75 自 智 8 孙 1 な 其 話 分 篤 で 守 n 1. 6 行 其 房 お 房 8 始 6 0 方 話 12 か T n 8 5 入 T 0 1 12 \$ 0 能 T 非 見 利 n 12 だ 中 4 自 0 益 n 12 其 6 か 分 誤 改 ば ٨ 3 か 方 お 6 n は 取 0) 3 8 な 2 0) は 前 Ł た 怨 方 4 3 返 6 感 云 其 方 8 R \$ で L 5 化 82 Ł 14 法 2 時 で 滿 P 云 から 度 Ł 13 寸 T 11 自 自 5 付 5 2 分 思 依 3 分 憤 改 分 T 見 房 かっ n 良 から 居 考 7 ば 込 0 呼 ~ 怨 0 智 で から 入 ば h T 考 思 叉 反 12 n n だ

2

で

0

力 n

吳

ふ

かっ

1

15

自 b

分

T

tz

0

T

差

かず

3

13

全 11 向

决

はい

0

3

で

で

华

10

3

0

御

式

あ

3

0

見

決 כל 自

T 教

頭

這 b; 7

入 الح す

5

13 丈 0

4.

腹

0

中 P 分

は 3 房 房

怨

で

5

T 方 11 n

居

3

p

幾 丈

6 利 0

說 益 3

n

何 3

0

劾

恭 で 是

力

3

n

から ~

役 n 容

1 3

か 苦 12

3 的 かう

3 3

n 0

0) to

> 事 斯

を 3

話

B

カラ

で

云

から

3

3 分 入

聖

t

F. n 3

3 3

あ \$

3 で

n

6

T

居

分

10 智 3 か

3

は

役 3

A

多

で

は 房

仕

E あ

T

b n

1

す

15 仕

2

で

監 す

官

T

時 で

ば

+

+

2

2

T T

3 3

bi

2

T 事 で

出

ò 房

目

智

盗

h

で

\$ か で

は

15 覗 儀

2

で

Ł

か

3

見

良 云 多 的 3 考 聖 12 h 執 4. 3 12 あ 故 1= 誤 次 ıĿ. 監 .6 1. T ~ 3 Ł k \$ p 第 1 獄 む 7 1 3 12 解 1 智 で 6 改 1 云 0 4. 7 L で 13 今 良 D 2 T 是 n T あ H 10 か 3 2 又 0 行 は 12 居 す 3 3 自 3 其 で 對 3 3 かう 8 は 2 方 3 以 で で あ Ł 0 は 111 法 h 其 行 あ T 叉 Ŀ 出 あ で か \$ 時 な 如 多 申 12 5 3 で は 執 丈 多 12 5 5 L 何 す 3 か 3 は 反 方 15 あ h 12 0 から す 宜 3 2 省 0 5 思 3 b: 足 す 所 方 此 1. bi 11 T 0 南 か 3 で 法 0 2 衣 3 M 道 1: 望 T 故 \$ 食 1 至 國 多 3 居 Ł 御 で か で 0 考 0 3 0 有 3 私 申 改 監 究 自 で す 12 1 2 獄 分 力; は す 悛 13 あ 5 £ は 詩 1-75 13 2 2 地 T 2 H b 付 3 云 15 11 今 方 8 新 11 來 T It 的 誘 0) 我 13 導 1 安 30 立 新 大 滴 1 用 心 0) N 的 h 云 廻 13 融 か 11 自 2 T 於 1 で P な 怨 T 5 獄 3 T 御 1 0 2 多 h 冬 4 * 扱 事 T 御 T 太 5 常 J. 智 3 8 0 15 0) 刻 T R 0 其 能 # 苦 n 0 T から 3 方 3 法 かさ T

か 12 巧ふ 自 7 2 13 み P 分 R 御 2 Ł 智 云 否 あ 1 威 12 10 1. 5 0 から Ł 太 3 h 信 5 申 15 次 惡 查 は T 12 + 多 立 申 第 是 4. は Ł かっ T 立 で 受 H 0 斯 立 す 2 2 3 8 あ 多 V で T 3 X 第 あ 2 す あ U 13 M 0 12 元 で 3 T tz 考 0 說 3 2 あ から 自 13 T 12 言 諭 La か 3 13 1 8 3 あ 是 分 5 75 處 多 所 智 3 忠 號 \$ 照 考 3 2 8 11 II 分 3 す 2 應 1 b F T N 知 相 * T 3 ~ 如 す 1 考 徒 A 6 當 要 柄 始 立 点 受 其 古 T 6 0 13 0 H F 12 T T V 3 辜 見 官 1 12 云 1. 御 8 思 T 子 之 1 12 T 吏 す 官 3 2 事 處 2 2 13 智 知 -云 2 13 云 から 吏 事 で 分 Ł 敎 否 8 世 F 他 說 對 色 ps 12 あ 2 0 5 認 n 11 1 事 場 中 必 3 # 11 T す n 3 3 柄 合 傷 す 办 h 2 カコ It 3 3 12 め A 信 1: bs 非 認 U T 3 73 2 苦 T 用 萬 依 彼 定 難 8 T 居 叉 1 云 E い 10 から 3 3 信 で 受 3 品 0 8 あ 3 用 處 H から W 出 で 5 8 或 2 す 分 13 5 から 貴 1. 云 あ 11 ~ 12 多 V 基 自 13 75 去 取 h 元 3 0 T Ł 調 考 車 V ば 不 4 却 す ~ 办 1 柄 な で から it 3 0) 5 あ 談 あ 私 反 3 は 15 で n 3 あ 3 瓦 餘 分 論 あ 4 から 3 L から 3 12 H で な tz T 13 應 g. 吏 4. F 事 1 + F 其 11 す 兒 官 11 で 分 云 實 b 孙 云 2

で 罰 か.段 多 \$ 注 0) で 不 3 5 意 方 から か 多 2 k 多 却 其 0 也 T 効 な から Ł 3 す 3 3 隨 0 0 V T 1. 却 to 見 T 0 か 兒 は 1 益 な 3 で U k מל VY 0) 3 13 M 云 ば 3 1 0 不 申 2 0) T A3 T 云 す 3 S 3 3 陷 で で 槪 かっ 孟 3 3 誘 11 ılı 12 N かず 3 Ł あ 1 で 2 H げ 改 人 T \$ 13 0 2 打 3 0) 2 0 如 思 0 T 行 0 で H ば T T 0 官 3 な 多 居 點 あ 3 1: 考 5 自 吏 Ł 其 3 3 F. で かっ if 不 は 3 to T 法 3 0) 多 行 す 0 8 ず 爲 3 73 0 か 2 T 72 T 3 脐 tz 3 ~ T V

趣 葉 で で か 西 M は 5 6 で 3 T 3 13 8 本 3 多 制 す 定 V あ あ か 0 自 It 13 3 3 h 3 b 痛 如 白 3 3 h ば 3 3 3 T 3 力 0) 反 4. 0 13 應 せ 云 す 居 3 B 13 お H 3 b; 3 彼 0 n は な 等 82 0 で tz 3 \$ b 13 自 な 0 あ は 云 で it 智 3 V h 2 謂 0 0 依 今 は 0 せ n 3 私 tz P で H 間 ば ば 去 3 T す 道 A 办 は 0 7 5 監 あ か * 多 5 な 獄 監 な 0 3 かっ to 1 手 履 樣 獄 3 3 小 で 75 は 数 1. 誨 0 考 念 般 唯 其 0 態 \$ n h' 1. 反 で す で 感 老 1 扱 趣 から Ł 抗 行 念 劾 3 持 知 3 は T 云 3 す Z 18 い 方 3 寧 か 多 力 0 tz 3 す 5 目 13 持 す 3 ナ 專 20 で 渡 K 3 か X 多 0 有 2 5 力 2 h 孟 は 劾 3 見 \$ 13 T T Ł 13 8 n 處 痛 生 は 1 12 せ n せ Ł 直 ば M す 13 3 6 意 な 5 5 1= 遇 h 差 1. から 其 から は 腕 は 3 8 南 多 3 か H カ to 要 要 云 出 Ł D 教 8 3 ~ 誨 3 す 來 50 江 也 す ~ 15 3 \$ t 12 ふ 正 3 4 2 當 言 す 0 せ 3 ~ 13 叉 方 82 方 で 3 3 から 所 な で す 慣 で 中 1= 14 8 かき 云 習 思 1: 力言 思 當 T b 1: 2 13 b い 隨 tz せ \$ な 犯 困 T T 去 智 0 す 現 E す M 多 3 t 0 0 3 受 0 5 五 聖 で T

八

威 3 1 教 3 13 3 15 3 0) 3 感 誨 多 12 から 0 2 行 思 -5 6 事 む 師 で 為 E で な T It 8 か カラ b; 誨 反 L 3 75 15 役 叉 其 で 3 3 5 T 教 改 4. 3 體 15 誨 多 か 12 良 0 常 3 離 成 多 主 大 あ 0 為 3 聽 2 體 3 から T H n 13 折 監 J. 場 か T 房 自 合 6 步 から \$ あ T す 13 前 總 分 調 す ~ 3 歸 方 な 誨 13 は 申 か T 3 D 11 法 6 師 3 其 办; b; から な 多 か 1 かっ 12 0 目 爲 75 6 3 12 6 數 應 T 教 考 的 12 0 0 73 改 I 0 兒 行 通 始 ~ ٨ 場 5 有 N 島 \$2 8 2 師 5 素 V T 1 13 T 0 す 行 1, 0 N V 居 云 12 かう 舞 6 12 D5 0 2 0 1 ば 教 かき n 12 n 今 翻 3 耳 0 お 其 15 斯 か 3 曲 13 3 3 9 T 話 め 威 6 1= 6 -す 5 す で 入 18 念 M 75 時 2 通 ば 3 承 は 是 Ł 1: 5 b 餘 0 11 す 0 T 無 0 云 齟 4 或 T 左 E 能 1 2 齬 間 場 は 威 75 す で 改 73 教拔 数 0 3 抹 に. 良 T 静け T は 旨 殺 當 0 to T 多 か 仕 持 \$ 5 實 す 實 2 仕 全 辨 0 有 0 \$ から 3 T 数 師云舞 ~ 生 不 T T

能 12 ず

0 T 1. で 1 此 糺 T 2 हैं म す 配 南 方 方 本 75 其 方 32 3 から 法 人 効 0 0) 處 13 第 贴 13 3 0 注 其 30 叉 是 かす 看 5 つ調 意 改 定 典 3 守 3 良 ~ T 獄 的 5 T で 3 T 0 3 8 惡 或 其 0 5 ば 見 13 談 で + ٤ 込 0 2 業 12 0 1: 課 0 0) 0 3 薄 L 性 所 長 關 。間 T T 狀 謂 13 1. 居 1 を 威 E 彼 戶 0 力 0 認 3 知 嚴 か 入 這 有 U 35 あ 也 3 1: 5 入 12 3 便 恐 聽 0) 0 2 75 者 其 利 0 T T 13 to 1 T 75 居 1 普 n で あ かっ 等 h 3 3 認 3 通 6 3 能 は 色 總 p 定 0 或 か T 又 す 扱 は 5 事 11 現 3 0 再 實 自 遇 古 す 犯 2 多 3 3 其 11 3 で n 打 から 5 處 11 明 云 考 1: で で 0) 遇 百 是 な 依 V 13 3 房 3 分 を か から N. 0 I. 込 Ł 配 會 C 言 場 から 疑 課 17 T 18 1, 1: から 数 葉 0 智 は 點 南 P T 聽 73 其 有 で 113 베 L 房 2 3 0 師注

か Ł 要 で Ti 3 b な ま す 36 で で 반 \$ Id 是 3 あ は 大 力 V. 抵 先 2 8 老 0 つ カコ 方 -3. 法 着 T 居 部 H \$ 8 T T せ か 6 め 其 T T から T \$ な 古 究 で 其 必 8 ず 行 12 遇 2 強 E T で 勢 12 す X

で 3 す 其 1 13 寫 0 10 T 分 0 出 め 13 監 分 T 房 特 類 3 0 で 0 制 别 際 3 12 行 す To 12 p 步 3 から 0) 2 九 行 處 5 多 な 3 11 遇 3 2 是 n. 8 か す 3 T で 去 T あ 古 3 居 3 3 多 It 打 T 1 -0 b 13 2 12 で 譯 3 1 n あ で 老 短 T 76 期 す \$ 3 付 獄 な 研 0 3 3 to 能 い究 者 T 0 L 13 7 改 考 又良 長 追 0 監 注 老 12 期 1 6 ~ 1 13 意 圖 分 南 0) 或 3 がす 房 者 木 3 部 な Ŀ 0 0 ば V 10 數 で I. L な 九.水 8 あ 0 對 ば 要 殖 T 6 b 75 13 L 1 2 ~ 去 4 房 M 3 T 0 A 思 6 せ 8 V2 3 0 5 今 圖 研 思 當 から 我分短 で 監 却 送 分 3 あ 1: T, 老器 6 分 今 獄

この事い ~ 叉 當 悪 5 改善 20 0 1= 良 T かっ 15 18 13 は b 目 8 3 \$ 的 考 或 M せ Ł 場 T 1 5 せ 3 か す せ 5 13 D T 等 な T 5 餘 作 75 H 業 0 か 3 Ł 0 作 都 0 准 T 自 5 意 0 V 多 丈 都 依 要 多 合 T 邊 す で M 3 す N -3 A 0 13 Ł 0 2 云 移 没 思 2 送 Ł 酌 2 0 3 32 T 2 す 3 2 な す 1= 3 1. X 本 75 2 ふ 更 云 3 8 却 事 困 か 元 T 質 あ 3 は 利 h から 本 ま 益 15 末 12 12 す . 4. U ~ 8 か な 誤 M 5 す 6. る人此 15 Z

し拘新人さ實そ T 這 n bin さに入 12 生 か LI: n C 5 2 て入 12 2 是 tz tz 2 居 0 0 n 7 11 2 T で は 云 此 す 先 2 頃 其 13 新 獄 者 は n E 聞 -僅 1= かがが A から で 为力 送 かっ 夜 かず あ チ 3 3 0 N 陰 拘 3 n 拘 家 で 留 " T .内 薄 2 3 1 を聞 拘 期 暗 0 n 見 n 間 關 T 11 5 T で 居 初 0 12 あ 30 T 0 で 8 0 這 0 前 Ħ. 12 警 あ 12 1: 所 察 か b 8 か 顏 0 6 3 ~ 12 5 居 多 新 0 す で 所 間 3 能 12 留 か あ から \$ 者 1 3 拘 な 見 被 場 12 或 留 話 告 3 12 Bir. で 放 甲 を 獄 放 が放 発 L 1 Z 0 発 発 12 出 12 で・ニ 10 10 1: 15 來 1 逮 置 な 75 0 所 13 捕 0) 監 12 から 3 0 かっ 者 で 3 Ł 55 前 on か 妙 n 直 者 3 72 かっ T 7: (. は 5.6 其一 留事

3 云 てはいつ讀で 濟で n から ふ 貰 居 12 12 h 同 ん話 18 方 U Ш 今 3 者 15 T で \$ 法 お 72 から 12 者 12 2 3 で あ かいい 腕 で 0 T 3 で 5 實 L t 3 力 あ 常 居 12 b 行 云 1= 1= 3 3 1 ~ かう 0 は 2 訴 立 かう 泥 は 13 叉 T 腹 12 T 年 知 層 監 3 3 T 12 注 事 房 3 取 T な 這 暗 依 意 形 反 1= E 2 是 か 入 1 替 3 to 監 對 15 8 T は h 3 から T 2 13 居 怪 0 0 い n 犯 73 で 72 T か h 讀 か 8 2 13 11 力 Ł 2 5 h . 73 M 拘 云 T 方 82 か to で 0 かう 湮 3 置 2 75 6 初 は 奴 强 吳 奴 滅 ば 6 監 3 0 若 で 姦 で す 0 2 で Ł 其 1 あ E 1: F で 3 Ł で 事 T 72 云 5 拘 3 あ 30 方 云 前 あ 屈 Z 售 Ł 8 0 0 元 犯 を 强 實 Z 2 b T 監 者 力等 0 3 役 0 13 元 讀 事 起 な 2 から F 有 撲 事 A 者 這 h から 华 多 無 12 で 入 曾 0 で 0 殺 智 お T 話 で あ T 2 L 話 で 3 Ł 3 T 知 人 あ 0 T 心 1. 3 あ [1] 3 目 72 調 刑 是 1 3 所 8a 士 b5 1: 0 ~ 0) 豫 で かう かっ 遭 で 常 讀 3 何 2 あ 必 行 房 圖 12 8 遭 讀 0 57 情 h 要 猶 Te 怒 3 h h bs だか から 豫 定 0 T 3 かる あ T 12 遣 ~ 0 . bi

てがが是へで p 11 移 す 13. 本 を ば あ 3 3 6 併 素 3 n は A L 威 3 拘 所 1 9 TR t あ \$2 0 13 12 \$ C 事 置 te で 為 為 す 監 12 to 3 カニ b 12 柄 6 6 12 3 1. I から 7 1) 比 か 利 叉 業 2 分 其 あ 方 5 É 較 現 1 所 15 0 或 8 3 が什 所 孙 で 間 2 15 あ 0) 在 手 T Z は で は で 共 11 あ 5 現 必 خ 6 不 3 希 彼 \$ 12 12 其 要 \$ 望 斯 0) 3 す 12 は 利 私 15 4 意 あ 心 is で 5 は 誘 3 0 3 で 7 to 情 仕 Z 出 利 道 前 此 \$ す 懷 事 2 益 から 如 申 分 n 多 3 改が事 す 3 It 3 か 類 為 t 良 實 移 此 15 强 から 13 す 送 3 から 付 譯 望 は 智 杂 V 0 \$ 3 1 厭 Ł 利 n T P で T F 2 盆 は 葉 元 間 云 生 K 5 T L 接 Ł 75 à L C 75 監 T F 3 T あ 0 云 5 事 は T 0 -12 T 拘 か 意 3 關 從 柄 甚 0 云 2 n b; 事 は 3 12 融 立 5 Z 現 13 出 付 不 \$ Ł 却 3 T 來 せ T 2 あ 12 甲 T T W な な .1 仕 餘 0 遡 b 15 3 合 其 惠 6 H 事 3 0 L 塭 2 To T 南 0 場 p # で + 現 E 實 T It 3 あ 方 11 其 在 能 所 で 5 か お 出 方 13 6 0 2 な で 考 居 2 自 から 將 3 2 ie 5 It 2 T 0 す 云 1. 生 12 場 2 意 自 1, F T + 3 0 見 方 1 3 18 か 所 0) 寸 12

者す

2

す人

h

11

15

す

8

な

(7)

0

意

3

苦

H

T

0

分

3

0

T

2

T

早

0

方日い歳て結

で

あと

か

6

13

云

所旨

もで居

思ら

な

日ら性

は趣

體

に尤す

よお熟是に十

h

英

全十る同で二

國

. で 未

百

云

2

數すを

で

あ

3

か知ととか年

5

かっ

12

10

分

では

あ

カラ

盛

獄 云 未

好

it.

hi

DC

る幼あ十

to

8

此

特る何

設がとま

年 ら

囚う

居

度ば限

ち本

らでたを

0)

六 程

湖

5

2

T

よ吉

か利

國

總

滴

用

3

や部結丁れを精事て月

5

TB

共

00

効 監

が獄長

てに

がす

てて僅ぬてふ

t

3

好

あ

3

Ł

云

五

趣

六

歲

+

歲

で

n

TE IE

あ

3

14

六

時から

5 3

歲

迄

12

2

て百知に年の

る丈

期居の百に遇

間

から

狀

矯さぬま所の

鑄

造

獄 後

2

大

A

O T

で居

はるの監

なか

收

容

T

3

云

で居

あり

3 3

T

年り

齢其でを

監其設の

0

たあ設て

是

13

干

九

百

=

年

月の

開

設

82

bi

\$ T

私九る

手 三

入

2

せ日ふ類

年

0

Ξ

+

一云分

7

0

結年は

果監起

12

\$ 0

6

n

で

せ

5

遇

ta

3

す不別

T

8

必

る方で

川ま囚

な

り追

h

容 幼

て囚

3 3

35

日のて

九處

3

北

12

\$

羽るた

けで

るけ現

頃 る. 越

英

吉

利

獄囚な治

を

見

す

71:

7

ス

テ

ル

~

幼要

かい 1 0) Ξ 43 R 思 L 15 8 ひ T 所 2 1 3 1 段 同 1, T \$ 1 p 鷹 段 から 方 す 3 T 法 5 0 2 1, 12 來 11 矢 3 T 3 又 寢 75 張 惡 を T \$ 3 かっ 最 6 向 0 初 す 3 誨 又 T 犯 3 T Ξ 0 監 友 居 Hil 13 3 あ は 2 す 段 0) 0 方 其 3 (3 監 な T 3 7 時 かき 類 # 0) 督 物 It 多 别 で かっ 先 T 5 4 不 7 尙 2 かっ U 法 别 行 づ 居 T F " か かっ 殴 狀 普 6 分 行 1 10 あ 1 3 7 な 通 3 3 其 0) 0 0 0 1 ·段 云 5 で 書 72 行 0 T 宝 2 盆 T 云 あ ·居 T 懲 T 2 ~ を 居 入 2 3 戒 T 物 から 3 あ 10 12 段 致 加 多 1 風 集 南 3 n 0 11 1: 且 普 す \$ 3 2 3 3 n かっ T ば 6 接 其 通 T 办 3 5 衣 T 話 T H T 戒 共 30 ~ E 3 13 h T 0 段 百 所 4 3 0 3 10 3 野 な T 3 で 2 0 别 寫 結 老 T 聖 0 1 で 7 3 0) 3 3 居 bs 4 申 罷 3 T T 支 制 3 あ 特 居 分 せ 度 H 3 7 い 13 云 5 本 1 行 20 T 0 其 T V ~ 狀 あ to

號

5 0 2 多 で 階 鍜 8 3 世 3 3 tz. 13 3 T あ 15 る 間 0 0 T T 點 3 tz 3 T 設 2 す 叉 0 5 V 3 かう T 面 な 規 2 2 あ \$ か 3 を 4 或 交 2 0 官 T す 5 で か 3 T 0 0 3 2 h 法 附 冶 T で す で カジ T す 拍 智 あ お 支 手 願 云 0 T 元 1. す さ 云 T あ 9 冶 12 0 5 す 1: 的 は で 9 30 Ł 8 其 向 談

者 告 あ英 3 國 * 以 7 7 就 7 冬 . 照- 幼 t 3 0 ~ 1 處 遇 11 本 誌 雜 鉄 15 同 點 獄 取 級 規 程 据

寄書

鳴呼重病囚

0 6 同 T 5 0 3 妻子の 15 2 11 單 ことな 瀕 情 0 尚く 3 0 真 1: 死 0) 中 境 妻子 監督 12 刑 0 淚 果 無意味 11 期 病 禁 L し畏怖煩悶の 12 自宅看 て如何の 願 者を拘 0) 1: 0 し難 峻 3 1, を容 委托 存 るもの 0 す きも 苦を は は ると云 禁する n 護 行 用 刑に 假 0 感 0) 媒 拾なく あ 意 1: 中手を 介す あ か b より 上 的 刑 を開 既に あらん L 2 9 療養を の執 13 反 7 る外精 大なる P 得る U 過ぎ 功果の て之れ 東ね 死 · 岡 周 T 思え 行 0) 0 或所 さから 加 を T 神の安慰秋毫 病軀を纒 鐵 It 問題 て发に 死の 3 死 窓 を監獄に観 しめ 條 0 h 0 し萬里 L 手を牽 件 果 1 至るを 下に て所 3 0 L 非す 至 F T n 0)

3 1

あ

を出 加 と云 他に 11 るも 上より て妻子 1 0 徒 康 2 1: す 至 願す 者 0 3 1 ~ 保 希 12 考ふるも あ 3 ども家に 望を許 高根 らん あ 護 は 面 見 0 0 者 3 るも 時 亦活 36 涙に は 問 8 の花 なきが 15 か さい ず 0 3 或 路 寧至當 腄 亦 不 0) 3 多 妻子 b のみ 1, は 0 行 3 幸 あ 言 朝 如 望み n 存 さる 刑 死 快 與 す 危篤の の現存 きは 3 ば 不 0 吏 するあ 0 も亦 復 0 3 せ 間 0 時 なり ある 本旨 幸なる彼等 手 0 へし否 3 立 間 事 1 憾みな 段 通知 永 會 は 情 す へし り云く なら を か 接見 す 811 1-るあ 獨或 此 問 却て行 0 憚 to H 1: 瀬 h す T 2 iffi 淚 5 0) 憋 h 特赦 夫れ ~ 13 力; 死 8 T 1-此 を T 愕 鶴 か 生 0 或 する きを らざ 命は で 首 犯者 0 病 は n Z 刑 5 ぶ 1 出 僅 者 1 監 を人 本旨 0 8 獄を俟 0 7: 3 遠 假 峻 獄 1 あ 3 面 き末 出獄 L 至 嚴 0 道 ん 快 1-E h 8 す 會 5 T T 13 經 0

呼法は 死するあり短小の刑期も彼等が 非ざべるし然りと雖も國に治亂あり歳 する所に非すと然り異に彼等が運命なり法の罪に 斃る之れ非常なり通常の時に於て通常の事を 放発の期に達する者之れ通常なり不幸年途に り達すると達せざると唯彼等が運命のみ法の關知 く罪質に依 ん法は不偏なり豊雨者を輕重せん期間 り運命の故を以て不幸なる病死者を放任する 獄に刑罰の始中終能く生存 人生亦死生の二方面あることを忘るべからず無事 るに非ざるか看よ執行の猶豫と云へ の場合をのみ規定す恐らくは非常の準備を忘れ 非常に處するの準備なくして可ならんや法は通 生存者に の観あり而 ると雖 1 も齊しく放発の門 て亦如何ともすること能はず鳴 て病死者に 者を救済して虚 為めには事實終身 薄きか或は云は 戸を に豊凶あり の長短は 特赦に 開示した せり特 假出 行 0 L T

> 如 教誨を有効ならしむる方法

生

捉へ來りて、 する處なるを以て、 さるを得す、 監獄協會十月の を有効ならしむる方法如何に就て聊か卑見を吐 するの思あらんことを希望す、 を約せりと、 むる方法如何」に就て次自に意見を交換せんこと せんとす 各自の意見を交換、 此記事を讃て、余は質に快哉を 這個の象は吾人諸同 茶話會に於て 協會雑誌上に 「数海を有効ならし 而して余も亦数節 又は論文を募集 人間の最 も時々好問題を ち数迎

教誨を有効ならしむる方法如何と提議したる以 を以て、之か改良方法を需むるの意思なるべし、 上は、現今の方法は未た滿足を表する能はさる と希望に堪へす、 する平、切に諸士の考案抱負を披騰せられんこ 全國幾多の教誨師諸士、果して如何の威想を有

あらん

や刑

0

精神は斯の

如

く涙なき者に非ざる

T

斯道の先輩に訴

願はくば重態不起

0

n

T

の涙

を寄せられ

余は本間に對しては別に方法を認めす、 の熱誠を必要條件とす るのみ

字を以て之に答ふるのみ、 感動を與へさるの数酶は、 熱誠なき 効果を收むることを得す、 述するも 更に聽者に感動を與ふることなし、 如何に數萬言を累ね反覆説 幾度之を繰返すも其 故に余は唯熱誠の二

なり、 3 緒を捉へ、誘掖扶導せは本心に復歸せし るは 威動とは、心意に波動を生する と容易なりとす、 心の用なり、 なく惡なきは心の本體にして、 故に 1 即ち不利益を覺りたる緒なりとす、 たるときは、 若し利害を述へたるときに感動を與へた 教誨の言論善惡を辨するに在りて感動 用は即ち作用にして意の發動を言 即ち悪を知りたる悔悟の端 善あり惡あるは の謂 にして、 むるこ 此端

熱誠なる勤勉を要す、 唯此端緒を捉ふると言ふことは、言ひ易くして 困難なる事業なり、 困難なる事業なるが故

熱誠なる勤勉によらずんは、囚人の弱點を發見 得んと欲するに在りて、教誨の適切は、 するを得す、弱點を發見するは、 教誨の適切を 即ち聴

> 者に感動を與ふる所以なり、 あるのみと、 余は再言す唯熟は

は、 事成効を見さるなし、 玉 苟も熾熱燃ゆるが如き勇氣を以て、奢進邁往せ 事に從ふ、天下何事か成らさるものあらんや、 熱誠とは、熾熱誠意を言ふ熾熱なる誠意を以て、 の如き誠意を以てす、 百事多くは成就す、 所謂鬼に鐵棒にして萬 況んや之に加ふるに、

し、反應の効果を見るへし、 意を誠にして、 誠にすと説きたる、 先其身を修む、其身を修めんとせば先つ其意を 誠意とは、孔夫子の所謂 事に當らは、 誠意にして、 其家を齊へん 對者必す其誠 教誨者先つ其 とせは 1:

んや、 本分を蓋すに汲んたるのみ、 は、誠意の登露なりとす、 をも意味せずんばあらず、 誠意は、豊に所謂正直のみを意味するも 人餌を貸はすして、 必ず不屈不撓の勇氣を包有する、 天倒に甘し、 職務に 故に職務に忠實なる 忠實なるもの 唯天職た 献身的 のなら 3

殊に教誨者其 人にして、 宗教家なるときは、 E

第 二號

二七

T 0 天衛 意 . 1 爵 誠 人 3 b 15 重 1= 1 3 超 h h 12 12 12 T あ らすべ T 3 6 待 て、 0 あ 遇 1 5 0 を希 5 0) # 3 7 如 世 何 敎 望 誨 0 1-之 せ 師 能 辨れ 3 分を BI 8 1-3 5 P 有 法 T す 才の

上 ・にせ it 九 \$ す 如 多 غ 1. 在要 8 はが 方 為 論法め 0) す如 何 梗 3 に概 あ 8

なり

1

雖

自

己

12

直

へか

けらす

哉し

でて

他

٨

10

願のらいめいをいあいるの然いなの精い最の就のをい

るのかいは、猫、ら、るのる、るの前、大・中・振、

らのく、濟・し、典のし、ん、めのすったの為のる、

すのへ、上、む、獄の夫、そ、居のる、る。に・理、

断のも、於。に、直の之、少、やの、確のにの間、

な。の、け、在、配。を、を、疑の彼の信。一・よ、

や・ら、其、occo置、め、なo正oでを・ー、

断・む、效、作、置のす、て、しのしの毫。設のに、

、果、業、くのる、之の、くのものけっし、

些cや、を、もo能、かo規、作o疑。さoて、

のの題、立、可のさいにの夫、ののす。はのら、

固っも・立・要・の・特の如いるの規・不・れ・

よのの・た・理・設。し、のの程、振っと・

りのあいし、之い山、せの 、可のかののもの

費のた、地、りの正、課の斯、立の作、盖。

少o盖、獨、亦oは、爲o程、業oは。るo足、八

當・を・の・すの業・しの然の

心最れのあっる。り、下の特、進・ひのはoし。課のり、

經の著・の・なるる・一のれ、獨の

はのるいにいい

きっにっる・ののれ・一・るのに・をの特の由・

立・は・、に・をのを・原・之・は・

、若・何・認○按・因・か・さ・

すも 與

> 쁖 未

威

多

3

す

謂

執

13

6

0

1:

寸

要は係

後さ

3

1

々 夫

平れ

た丈

3

夫

3

3

1

は理 T

に理も

理

数

家

k 病

12

b

0 数の

前 等は

老

T

行

官

TI

1:

同

社

13

於

誦

3

1 10

足の驚い經いせい

業。源、獄、 はっは、經・ 質。言。濟。 こったっぱっ 監·迄·實· 獄、人、質、 經・な・上・ 濟、()自0 の・唯・治の阜 生・一・のつ 命・の・狀の井 た・作の能の りつ業のにっト 。 あのあい 監いるのり、薇 獄・の・、 作・み・而・州 業・、し、

その度

1:03

た・却・き

はって・

同。者。々

人のの・決

食のれって

殿の要・す Totto;

確のる。面

社のそうし女

ののにっ然れ

經の必ら女

認っ、して

すの前・て、行必

S.T.

れった。今

はっかっやっ

作。財。激、

50

處。

110

の時等 死の手 合に して 妻子 如 00 ® にob、● にoれo絶・或・の、● くoはoはoあc今 ● 、下・止のはの對・は・み・人、、 感の感のらの尚人 官ての然、官、めの廳のに、全、のは、泥の化の化のでの日 o n.000 舎の之、面、不、真、中の力のその , 耳 昴 と、上、可のののをの、良、正、のののの與の傾の底れ 10 も、官、及の費の信・眞・少、の、蓮の最のへの深のにはるの 禮·に·的oはo仰·理·年·障·tzoもo ` かo殘 盗 すいたい感・壁・るの織の弱っれられ と 式、對、獄。 Ho 法・し、含で行るから、化、な、やo盛oなoよoり思 を、て、、利の能、め、事、り、否のなcるoとo、へ 30 格、、障の目のは、然、業、と、やのるの者つのの其のて 守、敬、壁の的のさ、然、のいは、の 處のはの数の意のよ 110 30 せ、意、等。乃のるいか如、 蔵の訓のやの里 6. き、是、 よっとっての至の事、 知ら化っなの蓋の該 表、堅o執o質、 \$ ofto らのをのるの猜のあ 殊のすい年の務のあい O.HI. すの受のべの疑のり にのへいなの上のないがにいちい 同のくっしつなっと 在のき、らの必のを、對、半、監のは、し、要の如、對、上、而 V00 no 果っ行っ强っやっ翁 人の無、めののの何、て、て、の、人の無、めののの何、て、は、真、 しの刑のなっとのの

歸

ils im

なら

さる

又は身體

病瘦、

色蒼

鐘聲

斷續

耳朶を掠む

3

0

娥玲 3 b

ると

0

理由

に歸

せん

Ł

寸

ての區のるのにの話

並の域の者のはのの

0

えと、

3

T

0

3

re

12

しことありし

bi

h

もなきことに

風す

19

1 新 1

~ せ

ならむと欲

13

0

U 掩

3 11

in 夢

而

か

8

の労

12

るなく、

於

V

3

在 夫

監 0) 枕

同

他力 頭父 の時、

の本母

3

域版や、

夫 13.

れ果

1

渠

1

0

3

前のない。度のさのは、

村のすったのはの思想を かったのかったのかられる 潜の盾で夫のつつさの等の 然のせのれってのものかのそとのもの暴の見のにのあっれ 至ののの亦 、なら行0 りの如の果 ての被のるののの LogoL ·州o ... 刑o

せ・之・た

すいれる

ん・無・の

はっき・オ

幸、者、幹

ないる

り、殊・れ

更いは

1:00

之、求

をもめ

求いす

4.8

と・自

す・推

覚いせ

欲。ら

n

考 400

值

にcせの呼のせの

· るc何oすの

思○あ○に・一○境○社○し何場ひ○へ○失・年○遇○會○、、合

何oすoをoにoはo渠 若

是のんのとの有の沈の冷の等

をの夫のへのるのすの無の上

れのその叫のすの吟の面のかは

念ono hoをoるo情oに等

毎の着で鳴の了の止のりのけ親

、悟oのoなo於か

むの彼の 感 故 胞

T

否•禮・徹・抽 望 先 ~ 從

置

\$

h 学・て

畫

3

は

上

て、

教於

0

切

0

3

3

耶·數o頭o象

敢の將の星のに

ての又の専のも

間のたの有の何

ふの徳のすの等

牙o数ºべo之

輩の方。きつか

證。至。然息

容e問oな

ふをつき

にかけっ悲

足・答。む

5000

ずるの妙の

るの案の

しの策の

てのはい論

為中央の良の勿

徹o的

を るの正のにの義 篇 是・ 物 薇 せ・單・あっちっなの 州 質れっとうあ への義の好の務 さの付きらっトoれo功o 75 大宮、る (oldohots えるとのすで宮のはのをo H 勢・篤・を幸者・爲○ のの之の部○ 3 之のてのり せ い。Lo然o徳oをo下o笛 な・質・聞 をの大の、 3 容o勢o寧 りったっか るのなの状のにの 知・恬っにいりつけの譲の八 notion la ¿ .n. 3 T 13 との自のううりの無 さの投の職 賃 かっはっる 未 す。しの已・義の部の るっしつ分 敬 や・之・を 12 如。てつを・務の下の部の第 5 12 を喜斯 3 20 何・之の本・なの憂の下のなった。他の位・りのふののの しの敢のら 侮いふ 3 は T 酷 12 斯 てつさ是 90 3 とeとo no青o二 醴0之03 れ 1, 嚴官 味・休・爲の塩のはのをの 3 將に とのをのな即 酷、や 戚・し[°]ろ。之。已。 5 此 徳の顧のき な・夫 を・、職のそのにの との省のを F 3 0 it non 味・共・目・責・慰の任の 如はのせの得官 は・實 にの前のたっぱっしつ 之のさのん b 3 0 意 之・に 100060 德 T をのらっや 多 を一難 物喜らんの。 るの名のすの是の部の 17 加 怒・ひ はのかの然のり をき利しんのれの下の る、哉。 や。肯・を・はの即の繁の 1 30 30

寸

0)

往

h

大 3

研

究 光

0) 13

地

存

す 萬

3 全

\$

0

3

以

T

0

策

為

か筒

n

は

研 ip

せ

3

n

11

真 あ 7

、異。憶

止のき、看、 。 亦の何、際、の、刑・は 如 も

めのた・守・コの陰のそ・と、説・罰・れ何

しのり、部、、のたの関。は、そうの、さ

めの、長、冷のりのは、、為、執、る

んの殊の無・頭の、ん・枘・す・行・を

loにo試、一o陽o。繋、者、と、如

欲の看の驗、番のたの前の相、あ、遇、何

はのよの用。老の凡の豊のれ、や、と、あ

ららののや、の究のあのも、け、自、た

(の滴の、要のめのらのの・り、ら、遺

れのやりりをいない

ito ' tonono

惑の而の主・即・る・

ひoしo張いちいもい

生cてoす、理、の、

1.0後0る、論いない

易の者の者、と、り、

1.00、0そのこのさいにいはいい

せつ守っ探・。りの者の容・る・囚、

須っての弊・考の物の致のる・聞・

此の材の吾・すっさのんのない

0

にのをの人。

省のしの質、

るのてのに、

所o、之。

あの長のをい

no(°甞·

○足○め、

0 n 各 0 監 1 h あに 3 於今 T ~ 十分事

通 をの飽、●しのはのと、實・と、●現を

よと、 あ 如の 狂・維・きはけ 為 止 獄 15 士 主きるいは、且 歌・新・そ n \$ め 12 義、正、個、斯 をかのい一九は 0 0 下は 壓o藉・す・® 而oよ 其故し共信のなの習oしo生の納の一oくのたっと、 に Loso情でTo活o的oのか しつりつるっ行いかのり 快 1 8 りの謂い 能利,太會問 36 哉 てののの作り をのにの如の北の H 良の鼠のは、上、健・ふ 如 毫のみの成の良の為の観のきの斗の手のこ。 10 岳 民のめのさ、有、朏o處 8 何ものなのをの民のさの家の者の星の段のと、 1 削って0る、勝いな●に 啓 速 攀な疑らの以®的®10jotoのoたのを、 登 會o助oも、の、しeあ 12 るはですでて®書きるつれのらの如のるの得り 世 す 困 にの長のの、事、。 10 , 1 通っにつはつさつくっにっす。 於のせのはいに、 3 1 苦 行®主ののo在の、 るの 過0 T030 ' L. 力; 何 37 刑の義の生のりの不のへの平のきの唯の 3 欠 行 想のるの名って、 toとo活o、紀oかo易oさo夫o 0 刑 像のへのかり 常の為の状のさの律のののにあるのれの 專 10 たのかの行。師。 業 然oす®能oれを的oすo言●耳o隅o にのらの刑・かい は いののでをのは6件の へのの No 爲のさのといか。 、、程。行。活。犯。は。主。上。 全 かっ 8 論。黄の度の刑のにの罪の、義のにの を しのるのい意い 幅 なったっとのはの在ののの数のはの於っ 得0、必、州、 義。道 7 9 るomologo bo原oにo子oけo さの白の要のの 呱 3 のは ○理oし®犯o、因o於o午®るo 30 るの然のと、憂い 1 R した。罪の良のをけの線。 確。 唯・さ、 性。云、愁、 12 如 と。在。か。をの的。歸。 特の多のようのう るのので方の 種の仰っに、禁・ す `如9法0

取り人のか魚の

歌と

す。龍、ああの依

の、擇心人

P

あ

まり

九

3 8 3

人何

取

h 1=

T す 看

12

危 今回 を採

險

-

清 3

います

1-

れ句り

8

,

最 13 を 3

安 は T

全

な 水 L

於

T 試

求 J:

るは 守

以

再

度

3

かっ

0

商長

= = =

1 意見

為

K

H

1:

付

T

は

别

1

81

から

す云

k 3 守

を繰

返す

を藉

す

h

は

夫

n

たらさ

部

4

士とを

せ

見

h

11

0

命

部

に看

部 F

0) 4

ら、傑。狂れ

欲、本、人角

·坂。

の馬りり

其。二

人。者

D.

よった

りい命

沙中出

ていは

後・州・ひ

の・は・易

ho

推いひいんは 18 せ・或・行竹 1 はいは、刑の ` 階、事 如 之 第 此、級、業しれ牢 + 無平 の・す・其 如、義、者個 \$ 12 者 きっとっに人 者・云・於には はっふって 於 いおけ 決・然・や 爪 不 3 0 , Lon. の縁 ていと、或、尚

確・人・の之

を一云・況者

理・トゥ)

に・主・如れな人

3

かの

る世

1=

2

古

3

~

Bolt

すの類

云이可

にの然の

至ono

つきの

ての科の

はo程o

難oTo

030

Bolto

のの本の

なc旨o

0010

0

002

03

をのとの部の すの投のすのをの 000强0 30 てっこの制つ 5010 るの殊の是の 耶・更eれo而o 非のにのなっしつ 卵o刑oりのての 餘e ` の●知っにの 人。多0之0 の・すっかっ 威·耐o習o 化●會o慣o をしはのをの 受●年o作o ●々○成○ る・数のせの この百つしつ

場、私、敢、ち す 言 る時 五 n 迄も 否を斷す ・あっかい 50 は、 て、由、され、 先つ之か理由 2017 不、説、純、 ととなか を感し、で 5 L 0) T ても心 説明を求 直裁 さる 0) 面、る、目、場、 的 行 12 為 日を覺ふる 速 8 多 而 す 3 3000 h 1 ימ

斃○●命る、官○る

是の部のは

薇のの合め者

州c責のもの己

の0を0部0の 謂0負0下0地

所のふののの位

紀のての喉のを律の立のにの濫

ちの白の用

部のをって

下o擬o部

LOTOF

ののかの或

馬の如のる

前のしの事

から言っるのに

noFo

◎ 1:

官

12

3

itemo ®

學の間・熟

必○於●間

すって・は

因○通●日

のつーを

の。の・過

30

者のか

ときや

3

6

すつ

0

普·百

•經

3

きを

無o易o咸。 botzo belte 30 50 然。 no 20 8. 最。 8. 感●

1:0

0

か

せさる

かかかき

文字、

讀者果し

6

上官

とせは

.

下c物

にの質

穴の的をのた

第05

めでしむる

下

18

12

3

む

3

紀o

30

0

て解

6.0

·克の東e也®徒のれのはのあ 0 -0 ·溶oとoすo加の物・動・ 不o前、解o同oるeへeなe物e offo 得らにののの ho篇・へ。在cはolo 030 もの個o怒o 0000030 30 はの案の 淚o山o已o 120 なo子®にo b®の職の 後. 職の 3. 1 務0 1:0 是の 而® 在多 no סינת 80

Ŧi. たら 6

統

統計 より観たる監獄作

煎たが余 部でよ な其時機を得さるもの でる監獄作業」の一節 節を以てせる次第なり讀者語君幸に之をのあり乃ち代ふるに債務「統計上より親 執行猶護法の成 織しを公にする答なりし IE.

の監獄作業

頗 同時に 過去三 是れ 多 と欲するものあり何そや創 h 3 觀察 で今 温慧 なり、 又將來 利 次 作 と信 年間 の戰争か監獄作 業 可しと離 盖 0 に於け す し之を 於け 12 13 なり る其 る製化 要此 消 業に及ほ 参考 3 業時代 長 0 3 の如し は則 大を知 如 の為 何 P to 0 8 余は 監獄 6 3 我監獄作 少しく 12 所以 1 影響 作 知 す な 業 述 業が 即ち 可(ると へん 如何 b

夫れ ても 達せるも W) 我監獄 作 禁は其 あるの の如 なるの一種 (業種 盛況を見 重なる ると 類に 8 付最多殆 雖も 0 1

> 霞 かっ ili 君 せさる 君 か の論戦 疑ひを存して 是 棚筆す 骨 0

為羽 00 王 のやみ うちあふ 及 矢喚ひ 0 よの道を打ち 7 太刀 0) りに 0 かい T 花 5 おろす 3 ま みる哉 13

に微々 を去 し何 1 る三十 も思年に過 たるもの 前 るも き請ふ先つ左 所 謂劍 のあらん 業時 乙の一表を見は蓋

明治九年六月末日 監獄經理第 現在全國工 年 報に係る 別關

裁織 鍜 紙 工縫工 工冶 二、三三八 一二〇五 四五〇 六 二三八 二四七 一〇七 六六 塗 石 Ŀ 計十七種 二九 110 五六 五九九 六七 七

外に 人及不就役 Ti. 一千七百八 T 十六人あり 十二 人、 日備七百 九 十三

5 最多最 質に n 1 大 th 成就役 此合計 U) b って之を 囚 業にして其人員二千三百三十八人即 0 两三千五 は棄工は創業時代 分を占む該 百三十五 カラ 1E 於 其 H 如 3

計

第

+

號

指

及土工の二種に過ぎざりしなり 及土工の二種に過ぎざりしなり 及土工の二種に過ぎざりしなり 及土工の二種に過ぎざりしなり 及土工の二種に過ぎざりしなり を占めたりしかを知る可し、之に次くの多數は 大工の僅々六種あるのみにして要するに創業時代 に於ける監獄作業の幹部とも謂ふ可きものは藁工 に於ける監獄作業の幹部とも謂ふ可きものは藁工 に於ける監獄作業の幹部とも謂ふ可きものは藁工

場の項に曰く
場の項に曰く
場の項に曰く
現の項に曰く
場の項に対して大に則る可きものあり即ちが末班に列せるは聊か珍奇に感せらる思ふに當時の故畜は其精神に於て大に則る可きものあり即ちの故畜は注目に値せり、殊に蠟燭及牧畜の雨業中に就て土工、紙工、鍜冶、綿工等か比較的多數中に就て土工、紙工、銀冶、綿工等か比較的多數

場中二国畝ヲ闘キ衆役ヲシテ蔬菜ヲ播種シ或ハ半乳豚雞ヲ畜養シ或ハ牛乳ヲ搾リ羊酪ヲ製シ或ハ總囚及ヒ動物ノ糞溺ヲ取テ田畝ヲ培養スハ總囚及ヒ動物ノ糞溺ヲ取テ田畝ヲ培養スル最寛裕ナル可シ

おいた場別監験中二股クルトキハ之ヲ石造ニシエエル者ハ尋常役ヲ執ラシメス皆此場ニ入ル本暇日各囚ヲ獄内ニ召シ整列シテ獄司ニ見ヘシム

盖し養物利用主義の牧畜は今日と離も僧耕耘が火災ノ憂ナカラシム・大災ノ憂ナカラシム・おり出場ヲ監獄中ニ設クルトキハ之ヲ石造ニ

像し得て餘りあらん

附記 蠟燭業は殆と全部警視廳の分なり即ち總数二十九人中大分、鳥取兩縣の三人を除き残りの二十六人は皆同廳の人員なり而して爾後数年間は非常の盛況を呈し明治十一年には整数年間は非常の盛況を呈し明治十一年には整め、

人石川縣二人福島縣一人計十五人なり又牧畜業は京都、新潟、筑摩、豊岡の四縣各三

(以下次號)

○明治三十八年九月末日現在全國在監人員監獄別表

	新富金屬較膳靜名安甲長字水子前油橫巢市東小	E ST
第一	古渡一都	獄
第十八卷	邁山澤井阜所岡屋津府野宮月菜橋和濱鴨谷京菅	名
第		N
十二號	九二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二二十二二二十二二二十二二二十二	. 人
386		懲
統		治人
計		刑事被告人
		別房留置人
	•	1
<u>=</u> _		2
	4	
**************************************	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	-

		偏考)	前無	前日	Dir
	木	備考) △ハ減ナリ	前年二比シーへ	カニ比シ	2
明	表中	ナリ	Δ	1	100
治三十八	外國人四十二人		10000000000000000000000000000000000000	五二七	四八四七二
八年十月末	內囚人男三十八人			л	光質二
〇明治三十八年十月末日現在全國囚人罪名別(今本場)	本表中 外线人四十二人 內囚人男三十八人 刑事被告人男四人		★ ○Ⅲ △	Æ	11, tot
囚人罪名			=:*·	1	三九
一別 (人)成			九;	*	MI
1				1	

減増前月二比	at at a		*1.1	1	F-#	神		兒																	欧						山肯		
20	ij	多默	\$2.5	n e	力	月	通	5	崎	本	Į į	分	阿	時	"	知山	1 1/2	品	江	収	п	100	ш	P	[11]	艮)	111 1	EX.	। यह	47	形着	k pu	100
同 "九〇四	四八四十二	四七、五八一	₹07	七月	八五一	龙七大	01110	六四四	DAIL	七三大	*(o)	KK	· 1 / HOM	i fillim	44.11	七一大	てた -	KIII O	五八五	一門九	八月一	一、七九五	沈五-	1.47.	七三八	四八〇	-AO	11.4.11	Distr., 1	40111	☆ .	N = 1	- · ·
- A	* T	H	л =	: 1	THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO	1		=	1	×	Д		2	ī	1	二七:		<u> </u>	_	1	*	л	1	元	=	1	八門	1	- 4:	0	<u>=</u> :		
大の目形	三、七〇七	HI-KIO	1 九	B		1 本中 情報	111	H	ā	um .	11111	NIO	七国	1 雅七	1	4	Ħ 7	;	: H	i iii	FA	141	*_	111	11 K	Л	=17.	九	114	<u> </u>	四八:	= F	A
11*	晃	三九	<u> </u> *	1	1	1		1	-	1	1	1	1	3	1	1.	<u></u>	. 1	N		. 1	N	1	1	1	3	1		1	1	B	·	
九六	P. 1	阿八	- =	1	1	<u></u>	1	1	1	1	ı	1	1	=	1	=	= 11	<u> </u>	- 1	-	. 1	Æ	3	-	1	1	-	1	11	-	1	=	
五年 五三七	五二、八〇八	五一、八七〇	九三五	ton	八天二	九七大	[mmm]	六九二	加大師	七七三	(国)	五八大	1、五八二	11.11	一、田七七	八三九	九田田	****	* F. E. S.	二九五	八九五	一九八三	1,01開	1781111	七七大	N/A	四八田	III that	17三大八	七四月	六七二	N N N	1 104

計

M	1100	1	四九〇	ň	100	-	ī	=	1	-	人七二	-	M 0
** 4	一七八	M A	π Δ	1+ 4	六八ム	8	1 4	== *	Ā	7	八七	1 4	H
K-K	五,0六1	I	量元	11111	大四大	九	MA	1140	M		二、阿托四	111	-4
	一五九九 大大 〇 二百一	1、0四八 一七八 四六 六六 〇 二四二	1・0個月 1・4 A B A III A B A III A B A III A B A III B	1 1 5 元 九 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	■ 大二九	- 関 - 三 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三大三 二大 二八 三大三 二大 二八 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三	五大	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

强 外窃盗(明治廿三年法) 盗

歌取財及受寄財物ニ關ス

失物

及埋藏物二關

X

運警罪並ニ府縣命令遠犯家屋物品チ毀壤シ及動植

外

罪

101

+田物物經獵

至(次ノ三項 チ除り)

海外通信

○西 航 雜 記 (第四信)

だ早く比較的、溫暖の地方と稱せらるる伊太利に憚御省慮被下度本年は全殿を通じて冬期の到來甚健勝奉欣賀候次に小弟義も不相變頑健罷在候間乍去月廿八日御付郵の貴書忙手拜讀先以筆硯益々御去月廿八日御付郵の貴書忙手拜讀先以筆硯益々御

(新聞の)かてす 會事業殊に幼年者保護事業 候段御推察可被下候先便にも申上 さらぬだに寒むがり坊の 氣のみ打續き候間東西奔走の身に に及ばず墺國 て當伯林の如きは のに有之獨 てす が如きことは b 國家的立 匈牙利等到 日々 法の 十月の 一と沙 3 さるの季 3 よるら 困難 は何角不便不少 之れ なりと云ふ b を威じ居 も陰欝の天 3 於ける 獨乙 著るしき が完備を 有様に 11 b

手を要せざり 監獄の如きは らるることに にては最早 告ぐるもの五 く着々 生活に 見出 なる發達を遂げ雨 と交談 業の 3 3 勢力を利用 個所あり(来月上 適質なる定員を有する分房監獄及ひ清快なる し不申 しきものあるに 方面に於ては未だ是れぞと申す格段の革新を 業及び発囚保護事 のみならず公共的 適する監獄官舎増築の設計は何等 其歩武を進め最近五年間に新改築の落成を し別して當伯林に在 の際 熱注致しつくあるも 候得共相變はらずクローネ翁の經書の 全部 しとのことに 起工の始めより 相成候趣に の助力を要し ケ所あり して監獄全部の建築を竣工せしむ 我が國今日までの實驗に依れ h の監獄を見奉 囚人の 一業の 驚を喫し T 今尚は工事中に属するも て愈 たる由に候へ ては 一手にて竣工を爲し得 如きも 些こしも普通職工 すと 觀 々眞面目に社 る同 ~如く從て少年感 答に有之) F 層其發達進歩の 五年前曾 も亦 先年クロー 工事中の二 しも今日 の故障な 益々 接監獄事 遊の當 會 it 初は 問題 ネ 0

賛を受け且つ常に自ら囚人能力の彼我 りとは 是を以 Sn 亦た或は 5330 の竣工を見んこと甚だ望み乏しと を試み に願りみの して最 能は一般 として努 ること格別至 か其能力も れの ル」の權化たる翁の口より出でたる此議 監獄は躬行實踐の聖域なりとの あるを以て之を養成 優勝を認めつくある 知らざりしには非ざるも貴國特 固とより深長なる無量の意義を含 かも ざるに も健美に て將來と雖も囚人の勞力のみに てき)翁の日く是れ 望みありと云ふ、努めて止まずんば我 此理想を實にするの ありしこそ今日となり 貴國に於ては既に能く 亦た始めより T し極めて劣等なるを発 難ならさる あらざるも 、勞力の利用範圍を へざる所なり 0 の身に 如何 機會あるを得ん 余も せん ては は心 之を成し遂げ得 01 亦た之を理想 翁の躬 を比較し 7 て監獄建築 大の利 せざるを得 張せん 私かに 3 候處 3 2 n 3 制限せ デン のみ の技 こと 得 T かっ

信

こと 見る す 0) 質 節 何 と言 營に 糠 12 用 上 は H n め 況 減 0 0 る幾多の長短 12 囚徒 成れ 酌 1: 1 惠 ふ館 0 至 T か 8 來に 就 貢 に 未だ 5 8 監獄 5 はず T 献 ざる 6 hi 賴 b あ 東 於 豫 せし 他監 と云 て出 りとは 京監獄 構造 要な if 8 のみ 3 0 3 其 3 獄 獄 期 めらるくことを得 東京監獄 ひ得らる 的 弘 監 0) 3 IE. 0) M 後 言ふ か 不 0 T 織改良 なか 如 確 I. 縱分 完全 再 0 て一層 何 と被 なる 事に 前途 犯より Ł I. it 改築を 完 3 なる 0 U 多 E ~ ど同 第 存 殊 統 大部 ~ 利 13 T. 3 6 除 於け な 計を か 12 豫防 用 事 8 如 遺 4 らず 3 0 建 せら 何 1 分 監獄 0 慽 の外 3 15 是樂事 ず 監 監獄 條 詳 せら 12 就役 は な 實況 0 M 或は るか 1 悉 n 割 -から A 3 ~ 3 官 12 とし 業 L T n 合 養 最近五 6 0) 3 ~ 建築費 之れ 吏 0 置 たる から 成 全 労力を 3 是等 0 進 0 T 1 せら 成を I. 部 1 0) 比獄て 換深 配 15 0 to あ

改良 局者 る所 悟な ける る我 みとなすに 造 る定員 間を す H 苦まざる 較的 理 0 節 ~ 練 0 0 か 0 が全般 しと離 減を 大成功を期 不 挾む せる當局各 なる 境遇 3 完全なる 和一 加へらになる標道に 0 0 ~ を 者 0 10 12 0 力 か 1: も數人 得ざる の監獄改良に あらは みならず クラ らす、 あり、 3 10 5 置 弱なりと云 待 監獄に す T せんとなら 位の義務なりと云ふ れ劉不 2 、前 以 若く 完全 當局 つことに候へども h ~ 2 チテー(數量)に 0 て多少の しと信 ここと階 0 か 便に 讓 者 1 すぐ るは 0 對する比較的 數十人 1 斯 2 3 は ば宜し 8 局者 於て を世 19" ベン 機性 幾 2 6 開 今日及び將 0 1 T 陳 とし を割愛し 52.00 1 あ 三千 致し を解 合 12 蓋 b 0) べい す 其 ての苦衷は 10 T 2 眼 身を n して 謂 候通 せさる 新築 大に より も此 12 改 せ ば 人 來に於 T 良 OO b 來 之を構 2 1 監 解解 前途 過 1 to 10 力。歐 0 獄 T 7 央 117 13 3

於

E U 察 尚 75 15 疑 0) 0

て能 係に 概し に他面 得ら の力に を得 13 監獄 大に 小 1 ~~ 0 なる T 8 1 à 數 3 す T 用 らず亦 歐州 10 依 改 經 1 進 量 ~ 益々多 此 存 0) 0 -12 費節 3 良 13. h 3 0) すい かも なす 3 ~ 各 0) 3 で官吏 淘 盆々 質を善 實 數 す 將 約の 國 た殊 くし 汰を為すを得 火事場に於げ 敢 一殊に 多人 3 E 來 量 13 T 吾人 1: 事 3 憋 0 1 かっ T な 0 8 1 獨逸 對 質を計 新樂監 善 5 にして 13 2 練養 然 1 する焦眉 き實質を k 12 Ł か 1 TE 少人 むると 最 務を 數的 3 3 於け 固 獄 成 ~ る彌 0 べし 8 斯 ٧ U とより 15 3 L 1 多 獨逸 完全な の急務と 次馬 3 3 1 於 努 T 否とは 其用 きを 5 監 實現 かける む 自 るに従 愈 --構造 獄官 面に は 小 0 望まん 3 k 0) 的 智 實 阻 3 せ 行 多きと を達 な 所 --監 るの精 其他 被存 今後 3 吏 刑 しむるこ あ つて 3 13 せ 定員 定員 質質を ると共 當局 0 とな せざる 實 改 3 度 の關 適實 候 愈々 3 力 E 0 尙 者 5

V. 牙利 他に 如 列 牙利 3 1 に足る 根氣 守者 を見 國 るに 斯 我 1) 0) to L べきなり と云 我國 入 にあ なく 3 0 2 n 1 餘 T 0 せ 實際 監獄 と比 て之を見 3 地 も比 べく 0 若 定員に , つては 盛な と匹抗する あ h ことを希 目 し善き に外 官吏 0 較 10 3 は 的 構造 て敢 就 L 均 べきな 則 的 ることは 多 0 T の數量 於 獨り 構 て之を見れば其定員 1 5 實 1 達 何ほ は T の完全せる點 T 1 尙 造 質 L また我が 運 所 は多 頗 取 推 の完全なる 0) 歐州列國 す も角 を握 も遜色 數等 知する な の多きことに就 ふる潤澤に過ぐ h 3 は 以て大に か 除 少の 擇 者に非ら 3 の上 監獄 n 3 t 3 あ べしと とし 0 3 まで 0 冗員を淘 宜 ぞ 質 るに にあ E 新監獄 しきを得 に數 例たら 於 て監 吏 す 0 思ひ の多數 云 行 T h 今 0) 8 2 5 T 汰 12 2 1 H 之れ 13 0) 他 0) 0 官 5 在 3 0 12 3 恐く 外 3 な 現員 吏 とな 0 3 む 其 2 他 質 1: 3 ては 1 於て 3 5 6 何 12 あ 匈 智 3 1= \$ 力

第

+

烫の情に堪へざらしむるが如くなるも専門的智識 多きに過く 當り余は匈牙利に於け を得ず云云と云へる卑見を以て之れに 進步の前途に横は の上より冷静に之を観察す しに當局者も亦た夙に此に 余の所 3 の多さを発 し能はざる情實等に就て辨解する所あり何處も 尚は弊源の深く 候尚は貴書と同時に かへ無くなつて仕舞 まり深く 情質の雲深でして晴空を見るに難し、 るの 唯だそれ斷の一字あるのみと存 感を るの かれ 周到等 あ 横道に入 事實は 蔵なく 同地監獄當局者の監獄視察に關す るを見 ざる れる最 國情と相關係して容易に之を打 の事實 る監獄官吏の定員の比較的 披歴せんことを要求 上に就て頗ぶる歌焉すべき 出だす能はざ 一見、局外者をして大に健 千頭典獄 ひ申候本日締切の郵信 h 込み肝腎 8 着眼しありしものく n 有力の障害物たらざる あるを認む ば 偶ま以て貴國獄制 よりの恵書接 譲り是れにて擱筆 るのみ 答ふ所あ ならず するに 余が匈 りが 御話 革新 手仕 0

生

〇印南氏宛書柬

概況に就 設備は 直接 民間 にて御承知被下度監獄事業夫れ自身としては格 疾も 讀 一年前と革新 至 し居候間乍憚御安慮可被下候會議 先以 0 題は急に之を解決するの必要相生 h 却 に對 申候我が戦後經營の前途社 社會問題の發達と共に著るしく 殆 利害を感じ且 問家の任 ては んど忘れたるものし如く 而健康に相應致し候ものと相 視益益々御健勝敬賀此事に か 數日前眞木兄へ通信 の見るべきもの無之犯罪豫防事 て適實の指 一方に傾き易すきも 務として率 つ實際の經 して之れに全力を傾注 導を與ふること必要と存 験を有する 大に該問題を研 至極元氣善く 會問題少くも貧 致し置候間是れ のに有之豫防 北 見 じ可申最も 充實を見る 13 査向の 御同樣 するの 一業の 别 0

らず 苦心經營も を占 発か にあつてなまじに未熟なる犯罪 や我國の きは決 の所幾分か之れに力を注ぐことの薄く 比較的に完備せりと稱する外國に於てすらも今日 とまでは参らずとも何となく改良進取 結果監獄事 しき様の傾向を呈するに至りたるは事ふべからざ 宿論なるも萬能又は濫用を否認するからと云 の事 すっはのの 犯罪豫防の任 礼 められ候様の事 制度の目的を全ふし得られまじく監獄事 の萬能 はどふでも善ひと云ふに非ず ずして前途益々大に改良發展を要する場合 して喜ぶべきの現象とは申されまじく況 實に有之刑 時o目 如き監獄事業の尚は極めて幼穉なること 1 にのをまの見 一朝 業が 監獄の改良を忽 少くも たのる健のに 務を怠るものに同 して水 事制度の大局面より観察すると 全○至 も有之候て惨憺た 守になるやうなことでは 濫用を否認するは象で小 too 池に るの可 犯の申に罪の監の歸 か 豫の獄のし せにするは直 豫防論などに勢力 荷くも Ľ, 事の業のれ た七十數年 業の其のこののれのそ 業[○]其o の活 刑罰者 成 刑罰 解o自o虻 決o身o蜂 氣に乏 り退步 5 業が 0 2 生 200 取 0 h

蓋さんと欲する所に御座候へとも之れ 備を計るの急務なるは言ふを俟たす殊に感化事業 保護不良又は犯罪少年の威化等に闘する事業の完 刑事政策の上より犯罪豫防例へば貧民救濟、 刑罰 て監獄 刑罰の意義に對 を主張するものは非ず(或る一派の論者 論が近年の V 3 R h 就ては小生専門の立脚地より出來るたけの とも)實際また刑罰の全廢の出來やう筈はなし、 0 在 大に彼れ 1-ば始 を必 の名あつて其實なきに同じ、 有之、 の改良に力を緩むるが如きことは致さざる 利を博するに至らしめ度きも 0 73 要 傾きある時に乗じ我國にあつては勇遇 流行問題なりとは言へまだ刑 とする を凌 外國に於ては今や監獄改良に對して るべからず、 して根本的革新を主張する者はあ 全く刑罰なきに同じ、 駕して刑事 上は 適質なる執 質に有 制度の戦 如何に犯罪豫防 効 が為 0 の機関 を執 罰全廢論 切 於ける 8 内には すれ 力を 幼者 ば 75

「歐米監獄制度」と題する貴著御出版可相成由御筆

通

信

と、云ふことは殆んど絶無なり、 に多数の看守間に行はるく讀書研究の美風は内外 なし、品性能力の劣等なること質に豫想外なり(其 研究の美風も亦た與つて最 外ならずと雖も一般 代はり規律の下に絶對の服從義務を格守するの美 一なく少くも専門の機關雑誌を購讀し尚ほ劇務の くも採用の初期二三ヶ月間の教習を卒へ か監獄 「に富むこと亦た敬服の至りなり」日本の看守が や雑誌の如きは殆んど一頁も讀んだことなきは の看守などは劇務の 勝さること天選 しく 暇を以て文武の講習に餘念なしとの實況を聞 監獄雑誌の存在すらも之を知るもの幾何も 守 謝仕候監 て大に誇るに 官吏 國 驚いて腰を抜 の同 0 僚を凌 斌官吏 び能 の差も管ならず、 13 10 足るの 力の 苦心 餘暇を利用して讀書するな 我が同僚間に 駕すること數等なり、 0 かし可申候我が監獄官吏殊 均的 價值 點に就 も力ありと確信仕候歐 したる所ある 知 あ 監獄に關する書 ては 識は 行 と信ず外形 はる 我國 0 我 、新故に が當局 結果に 1 0 0) 讀書 方、 か

政府は 歩を見 備の の義務 候處愈以 此美風を以 小生は船 の利行 歸朝 大に るに ありと信 めて不完全な 十二月初 を歡迎すること一層適切に 可仕候何 合に て其 監獄官吏の h 心申候 重 依 12 も拜眉に譲 旬出發の事に決定 もなるも 8 6 出 所 るの 伯林に 發 讀書研究の好 職務に忠實なるを感 の日時豫定 0 0 T 原 り萬々 因 に行刑實質 一に敷 とし 相威 材 て小 可申述候不 致し一月中 より選引致し ~ じ申候 とし 0) 一候我が うる 良進 常 T 旬 貴

印南學兄侍史

とを要求 切に 非常の好都合を得る事 に連載仕候―日本文明の眞相 見をも開陳致し 追啓維納及びブダ 説明を興 於ける刑事制度殊に監獄制度 致し置候間歸朝の上御目 於て 致し候に付 裁判所 ~ 遺は 尙は ベスト し申候 來訪 改 0) 公判傍 良の前途 と存候新聞の切扱さはすべ 1: の新聞記者 がては 處何れも 聽 を知らしむる上 に関 0 1: 一掛け可申候別が 各新問 0) する 質況を知ら 其 要領を新聞 生 ては 2 1: 0 T 紙 意 h 翻 H

0 本人の敏捷恐るべしと云ふの意味を かならぬ文字が相見へ居り候 0 文物 まに の姿に似ておるかどうか御笑覧可 関する て悪意ありてのことへは思は 0 ימ 記事 粹を奪ひに來たとでも云ふべき意味の 小生 の内には狡猾なる亞細亞 の姿を摸寫したるも へども是れは n のと見へ候小 被下 不申 現はしたる 人が 候兎に 唯だ 歐羅

而 能く真に逼り當 ゆるに小河氏の法庭傍 判所法廷と題 與國維納市發行本年九月三十 何人なるやを指摘 記譯者) かい が見七 も向彼 0 髯もあるが為 にも寫真版の掲載せらる 迫る に迨はざるや遠 なきは 歳の幼稚園生徒に示せば彼 m 下の如 めに多少識別 一に印刷技術 は して認らず、 の想あらし 其記事の き記事 するの巧み 聽の肖像を以 し、 1 試に此 ものあ む此 0 し難き観もある あり H 巧妙 の新聞 洋行 たり なると其容 0 自慢の無邪 中の いれ又其の へてす なるに由 像 りと雖も 頃我邦新 を把て 殊 1 容貌 高像 に添 裁

気なる態度とに催されて之を譯すれば左の如

裁判所法庭

は又陪審制度に就ても決して之を日 所監獄及未決病監の して して之に判決 からざるものとして指摘し博學なる裁判官を信頼 て除り空氣の容量少かりしとの批難を受け テッテン南氏の案内に依り陪審裁判の摸樣を視察 續等に就て精査する所ありたり氏は既に地方裁判 員たりし小河氏は維納 來東京司法省の官吏ブダペスト監獄會 國に應用することを躊躇せざるなり、 を進むるの ある國家及自治團體の組織社會の狀態に於て したり監房及 ドクトルしファイ 本人は數年來我々歐州人の間斷なく苦心し 實行す 方策を熟知せんことを努め其の善 べしと認めたる利 せしむるを可とし無智 病監は愛情ある氏の注意目 (日本人地方裁判所を訪問す グル及「ドクトル」グラニッヒス 各室を 巡視し 地方裁判所の法規及訴訟手 益は之を奪 昨 本に適用 0) 日は 議の 輩徒らに 取し 题 の二日以 特派委 又高官 たり て自 良に す可 2 E -)

第十八条

事を自己の有に歸せしめんとしついあるなり と實に然り此の狡猾なる黄色亞細亞人は今正に善 本も亦墺國 らず是れ僅少の時間を以て為し能ふべき事に非ず と氏は尚進んで死刑廢止論者として日本有司を動 迅速なることに就て此の日本の刑事學者は語て日 も亦遅さに非ずとの批判を與へ尚區裁判所判決 しとすれは宜しく判決の後に迨んで之を赦免する 行あれば宜しく之を監獄に拘禁すべく情状憐む も一點も之を假借するが如きことある可からず犯 非ずとて非難せり 愛説を唱へ為めに民衆を混亂せしむることなきに 判決を與ふる前に當ては たることありと謂ふ終に彼は公言して曰く日 よりして多くの點を學ばざる可からず 犯人は総合其罪狀を自白すと雖 其個人 を知らざる可か 0 7

早崎氏宛 0 書柬

間乍憚御安慮被下度候會議の用務修了後墺國維納 賀候小生儀も不相變無事至極元氣能~相暮し居候 て目下當地に滯在、 旬御認め之御怨書拜讀先以益々御清適奉敬 萬事クロー ネ翁の助力に

> のに有之一切慈善有志の義捐に由つて適實に経管 せられ居り申候 の忘れがたみとして社會より嫌惡擯斥せらるいも れば携帶乳兒として獄中に養はるゝか又は在獄者 懸られ申候同院には目下七十餘名の貧孤兒を收容 の撰定を要するに付小生を伴ひ市中各所檢聞に出 斡旋致し居られ 家族に於ける一 威化の事業は益々長足の進歩を為し民間の之れ 對する同情協力 しては五 依り関係 れ今閨令孃 ーネ翁も一兩年前 域に相達するものく如く健美の至りに御座候ク 居候中に十五名餘は在獄者の孤見――日 年前と格別の援動も無之候得共少年保 と共に劇務の傍ら孤兄教育の事業に の事項調査に從事罷在候監獄事業と 1 般の教育と相俟つて愈々益々完備 の傾向も愈々好兆を呈し學校及び 昨日は同院擴張の為め増設地 より新設孤兄院の院長を乗ね 1

6

0

D

益々 (一)幼者保護協會の施設、協會常設委員會なるも のありて渾べて幼者の保護、 伯林に於ける慈善的貧兒教育の設備は近年に至り 發達進歩せるもの \如く其一班をを申せば 致濟、 教育に關する

が帝國斯業の前途に對し益々望洋 決せられつくあるの狀況を實見致し今更ながら 幼者保護の事業が官民の協同に依り着々實際に解 他類似の團體施設の數不對、 斡旋す(九)兒童の病氣看護に關する婦人協會、 學校兒童衛生協會 する學校特別級(目下伯林に於ける四十四ケ所の し申候(中略) 小學校内に此施設あり) 獨立す)、(六)撥疾又は聽覺の不十分なる兒童に對 及癲癇性兒童の教養所(五)盲啞院(盲と啞と各々 者の虐待及び遺棄を防制する團體の施設(四)白痴 關。幼者保護に關する各種の機關を統一す(三)幼 事項を處理す、(二)幼者保護事業に關する中央機 (殊に夏季轉地旅行等の事業を 附同兒童の保護協會(八) 社會問題の焦點たる の威想を深 1

宜敷御致聲奉願上候 仕と存候何も拜眉萬々可申上乍末筆大久保知事 小生義は來る十二月初旬出發一月中旬には歸朝可 ~

月十二日 崻 老 兄

第十八卷 第十二號

泂

生

Ш 斌人保護及實兒事業

徳島縣の出獄人保護

◎出獄人の概況 約に基ける事業第一 床次徳島縣知事の鋭意出獄人保護事業に壺瘁せる に其梗概を謁く ことは敷次報道せしところなるが這回町村保護協 期の狀況及成績を發表せり左

月間保護を要する者二十名にして保護擔當の町 明治三十八年

月より六月迄の間に於ける六ケ

員左の如し ける各二名なり 西郡下分上山村麻植郡山瀬村三好郡三野村に於 きは美馬郡年田村に於ける五名之れに次くは名 村十三なり即ち一 其他は一 保護町村 町村平均二名に達せす最も多 町村 一名にして郡別 被保護人員

野西 浦 郡 郡

Ξ

四七

出獄人保護及育兒事業

												0						
なく	注音	池田	改築	に大	を周	餘物	西郡	介し	奥山	從事	阿波	保護	合	Ξ	美	麻	阿	
L	智	村	L	I.	旋	師	F	其	村	せ	郡	質		好	馬	植	波	
て召供	~	に於一	不自出	職の常	し又	業	分上上	師匠	に於一	しめ	市香品	0)	計	TIP.	郡	郡	郡	
集合	しが	ては	由な・	子	或少	務にか	山村	をし	ては	傍ら	村に	狀況						
に接す	木人	籍	く生	周	許の	就か	に於	て懇	未成	日傭	於て							
3	亦	に在	計を	旋せ	家產	しめ	ては	に教	年者	の稼	は小		11	Ξ	=	=	=	
や直	謹慎	る者	立つ	しに	を有	0	從前	養せ	に左	先を	作地							
1	の意	に對	るに	該家	し養	營業	職業	しむ	官職	紹介	を周							
應した	を表	し特	至れ	は其	子を	鑑札	2	るこ	の弟	し美	旋し							
b	し幾	に行	り三	後家	要す	の申	たる	5	子入	馬那	て農		Ξ.					
	干	動	好那	屋上	る土	請做	左	L	10	华四	業		0	Ξ	=	=	=	

◎就業の狀況

出獄人の職業は各人獄前の經驗を異にするに依

◎保護の成績 3 遠く 体に 被保護者の職業別左の如し せるが如き其 生計に資する者勝浦郡多家良村にあり事情と業 り一定せす在監中機織に從事し 合 3 鑄物師及左官を業とせる者の高知縣に出移 出稼を為すものあり名西郡下分上山村に於 依りて郷里に於てのみ就業するを便とせす St. 郡 八三 = 例なり 官 日勞蘭者 M **應**百人 及監觀犯犯 3 因て以 せざる節

要否を定めたる者なるか故に概して舉動平穩 本人の罪情性行等に依り先つ之を選別し保護 からすと雖も保護を加ふる者は豫め典獄に於て 本事業の効果は數月の經驗を以て之を斷言す 0

慎の意を表 る狀態に就て稽 市に 如き適々無賴の徒なきにあらざるも本期に於け に赴き目下監視規則違犯を以て捜査 郷せさる者二名犯罪者三名を除き生業に從事せ 工錢三十七圓の內十七圓を引出 良村に於ける在監中機織を習得したる者か 徒刑に處せられたる者あり又出獄幾干もなくし て窃盗罪を犯し再ひ入獄せし者あり勝浦郡多家 の爲め九州地方へ出稼中强盗傷人罪を犯 あり美馬郡宇田村に於ける被保護者中には勞働 通知を受けたる者にして出獄未た歸郷せさる者 して業に從事 被備先ある由を告け在監中給與を更け し改悛の情著しきが故に將來本事業 も其職業に勉勵し自ら惡変を絶ち謙 ること難きにあらすと信す するを認む然 ふれは被保護者二十名中未た論 n とも保護を要する し其後無断大阪 中にあるが 徳島 たる

録

雜感及其概況 ブ府萬國監獄會議に對する

て見るべきものあるを信す云々 喜祝する所なり貴邦將來の幸福發達蓋し眼を刮 所にして是れ質に予一人のみならず米國民全體の は特に予の兄に對して祝賀するを禁せさらしむる 光明ある日旗を竿頭高く 戰勝 及維納に於て卓越せる貴邦の一 欣喜追憶の情に堪へざらしむ殊に予はブダ 遊の業務を終へ歸来したるの時に於て尊翰に接し 頃ろ米國の師友「シカゴ」大學社會學教授「 ツン 語 國たる貴邦は今や戦の答を棄て、平和 り共に相交はるの歌樂を得たるを喜ぶ(中略) 一氏より來翰あり 飜し 其意に日く予は今歐州巡 ついあるに至りたる 紳士に解逅し與に ペスト にして ヘンダ

第十八卷第十二號

質に以て後進を啓蟄誘導するのみならず老練の斯

にして其の感化院及監獄事業に關する講演の如き

ン」氏は彼地に於ける有名の監獄學者

ダーツ

道改良に **覺者と爲つて活躍邁** き虚 得す者し夫れ小河氏本誌前號所報の如く我邦監獄 ものなり はでも知るべき先輩小河氏と會談 にして書 以てす ことを求むるの意切なり、 教養に熱心なるを激賞し其の内容學科目を聞かむ 「こ氏と共に握手したるの夕、 ざるを得 ものとせば予は「 學校今尚設置せられしものゝ如き答辯を爲したる 問するものありたり予答ふるに今尚存績するもの い如き意を以て、 に属す、 言を確信せしめたるの罪を負ひたるを自覺せ 斯人にして萬國會議に参列するは當然 ふこそ當然なるべきに故意に之を默秘 其の他また四五 中日 弦に於て子は一種の想像を運らさい 鋭意熱心なる窓ろ しても 想起すれ 本の一紳士と邂逅せりと稱する 鑩 より監獄當局者に非 △氏に 進寔に 的と為つて推重 ば昨年十川典獄會議に於て 人同一の間を發して予に尋 當局者を凌 對して予の中心耻づべ --予答ふるに之が概要を 世を聳動する 氏は我邦監獄官吏 の機會を ってる ずと せらる 得 0) 0 雖も斯 るを は謂 の先 1 たる 務 あ

卒業生 は之が卒業生二三人を見ざるはなき質况 最後に日く我米國に於ても此種の學校な 氏よりの 概要報告したるものある為めならむか 「エンゲルベルヒ」氏の演説を聞きて益々官吏教養 時としてはいまだ此點に於ては一日の長あり杯戲 對して多少得意の色を現はし肩幅廣きを感じつ、 ども運命は未だ開拓せらるくに至らず、予は之に ンス」氏の如きは之を推奨するの人士たり、然れ より之を識認し現に「へ」氏「バーロ すとて輿論を喚起せんことを努めたりき有職者固 れに誇りたるともあり、二氏今や萬國會議に列し 合とは此 の必要日本の的例を識認し小河氏の説明を聴て何 國典獄會議に既 したるとさへありき而して事の原因は の疑なく現存 るの罪責を発 0 の各監獄に普及せられ今や日 懺悔たるに外ならず、 報告に依 を確 して神明の前に對 りたるものならむ)其報告書 に日本の監獄學校の組 れざるべく 認す べきや必せり、 今弦に之を自白 されば ース」氏「ワイ 本全國の監獄 暫く予の罪 て予は虚 (是は留岡 織に なり かる可ら مسد と揚 就て 1 F 0 0)

する 事是なり て中心欣ぶ ば尙監獄事業に對しては るは遅 道發展 難かるべし、 るなり、 の徴候として世界人 と作て他邦も 校を設置 文飾辯疏するの辭 必要に際會せざるを得すとは啻に以て は外見上多少の 實を有可即 なるもの設置せらるべきや明かなり、 は萠芽は今日に於ても 0 1 かりし の現象、乃至は行刑 なき欺瞞にして實際我邦に於て曾て監獄學 勿論之が卒業 依 歐州に在 したるの事實あるを以 れば必ずや近き將來に於て専門の監獄 • 11 然れ 我は既に 亦摸傚することありとすれば 必ず監獄學なる一科目を設けた ち各地大都會に 米國に於て未だ之が設置だもなき ども米國の實情に就て予の確信 て今日に於て之が必要を唱道す 所に非ざるなり兎に角斯る虚 外交手段を採らざる 類の為めに祝賀せざるを得ざ 生は主として慈善事業に從 歩を先んじたるを名譽とし する 卓越 明かに之を指摘 の目的を遂行する進步 以上は したるものとは謂ひ 於ける夏期又は冬 て若し之を一の俑 自國 0) 可からざる し得る 此趨勢 予は斯 Ŀ 3 言 若

威化監獄教教師ウヰリ る者は總計「ニューヘブン」の判事 近一パーロース」氏の報告に依れば米人中 バルドウイン、 で匈府會議に列席せしむることへ為れりと雖も最 易なり、予の昨年典獄會議に列するや七名を撰ん 然れども亦一身上故障の為めに之を辭すること容 とすれ ず、 府は之に依りて始めて指命參列を命ずるものとす 議に於て投票推選 米國に於て萬國監獄會議に 謂ふを以て果して誇と爲すに足るべきや否 歐州に するも 事す へて一人も存せざるのみか識者の之が計 臀師エス、エー、ノツブーニュー、ジャー 若し歐米に於て監獄學校設置せられ ~ ー、ウキ ば如何ー 於ても早晩之を實行するの機ある の勘なからざるに於ておや、 者を養成するの必要なきを断 きも のを養成 チカゴ大學教授ヘンダー リヤムソン夫人、 一我邦に於ては最早 し政府に するに在 7 2 、ジェー、 参列す 通告するの慣例なり りと難 3 べき者は典獄會 メラン、イ 閉 8 3 = 校 するもの絶 ンコ 1 ソン したり たるもの べきを信 畫を希望 シュ 組育 した 然り 0 政

第十八

+

=

號

非ず、 二三名は より 東西途の遼遠なる丈事 て七名の列席者ありとすれは我邦に於ても少く の資格にて列席したるものなりと謂ふ 昨年指名の人に係 ス 夫人及 競爭的事 せんとするは 列席 せしむるの必要ありと思推せらる 業に僅 n 頗 1= 情 n る大膽なる スの七氏にして内四人は固 りと雖も他 8 一人を派遣 疏通を飲 仕打 くの虞なきに の三人は にはあらず て世界の文 米國に 有志 事 於

ては 格會議の質况 主宰せられたりと謂 第二 の判事 1 接し得らるい 米の ガ n 部 チ ベル 監 1 フェリ、 ユリン」大學教授ブルッサ氏議長として 1 は ヒ氏議長と為り第三部豫防事業に就 には前上の巴丁「マンハイム」典獄 p 何 ース氏第四部不良少年威化事業に 事と信せらるいも第一部刑法には ヴォアサン氏議長と爲りて主宰 n 小 河氏の 歸朝後詳細なる 報告 0

0 問題は本誌前々號に掲載せら んとするの議、 くことくし第一部には罰金刑 問題と為り其の月賦支辨等 の適用範圍 れたれば今は 38

> 制度改良 或は 政治 するを要す之を勵行せんが爲めには るの 渉するを避け軍に該會議 ものし如 明記 したるに過ぎず 成るべく廣く市民に對し刑事裁判に參與其助す 法を設 又盜品收受者 問題と關聯する所動なからざるを以 の規定を設くる所あるを要すとの決 権能を附與せられ する所 為の現出するあり之を防禦 L の上に於ても多く b, け成る なかる可からずと謂ひ 然れども裁判所の組 ~~~ も必らず之を特別 の外亦人智の發達 監獄拘禁の適用 んことを望 の意見として各 の意見發表せられ するに當り各 むとの 而 谷 犯罪とし 1 如 國 多 議を下 は各 ひ各 て深 0) 國の法 て裁判所 意思を發 條約中 たる 種 1 國 T 制 國 0 L Ŧ 0

の分 第二部は監獄問題に ブロックウェー氏の報告の如きは「エルマイラ」制 各種の意見發 類法は兎に角主 予の昨 事質に基き特に参照の價値ありたらむと 表せられたるものへ如し、 年同氏を訪問したるときは恰も該稿 して囚 要なる議題となりて有益なる 人 の道徳階級に應じ 中に T

き白 30 制は を受け ざるなり、 は未だ該會議の詳 義の是認若 主義の敗北に歸した 魂膽には非ざる 白耳義に於て開 兎に角此問題の提出 故に分類を講ずるの必要あ る問題なり、 るものは歐州に於ては 0) 起草 ず 耳義開催の會 餘地 7 於て失敗した 早晩萬國會議の是認する所たるを信 1 たることもあり たる 5 若くは價 此制度 制の くは普及を計らんとする亞米 て筆 際にもあ 12 何となれ E 3 如何をも研究せじして俗に謂 かと揣摩 かれ 為め る所以 議に提出したるこぞ 於て此問 値なきものとす白耳 の是非如 況を熟知せずと雖も るを以 せられ たる監獄會 れば之が爲めに有益なる指 なり、 ば彼 左程 たり、 3 のも すべき理由 M 何に たる所 るを認 て更に本間に は分房制を採 重要視すること能 を分房國 また のは彼れ 元來囚人 就 類 ては 以は想 めざれ 0 0 なきに 節 量見違 歐州 義の監獄 最 エル とも調 Z に就 0 ばなり、 より之を 早 C 利加側の 依て該主 N **分類法な** か學者 論議 て疑 7 非 12 するが マイラ 3 ふ食 12 2 1 す 前年 は 會 寸 13 ラ 3

なり 制を 言して讀者に報ぜんと欲 0 情とし 度を歐州に移植せんとするには を試みんとするの弱點は之を諒とせざるを 理由なかる可からず云々アルツセル萬 せんとするは窓に裏情忍ひざるもの 年分房制を採用し來りたり然るに今一 監獄協會の「リビエール」とす日 極なれ、 分房を購ひ得たる白耳義、佛、 ざる内廢墟に歸すべきなり、 T して終に死亡の域に進むべきことを予 内に在て せらるへに至らざるのみ多少之を研 來古老國 失敗を見 作 の惟 最早分房制は遠からざる將來の 究したる者 て舊慣を墨 0 最も能く此内情を打明け 一良制度として目せち たる歐州 未だ之を非難するものあるを聞かざる る寧ろ常然と謂 なきが故 守し易く兎角新制 人にして異に能 3 に該制度は 3 獨の 折角と大金を費して 何等 く吾人歐州人は多 30 れし分房は遠から たるものを佛の のみ、 かの 1 度に對 と如何にも人 南 こそ氣の毒至 内に エル 究せる融者 h 朝之を廢止 左はあ 11 相 唯此新制 し反 當なる 以 7 イラ て是 ず 抗

第十八卷

損傷を受けたる囚人の賠償法に

自趣を以て決議を為せり るが 12 して既 傷は たり 論なく總べて法律 ては を被むりたる者 為 しても之を適用 めに之を承けたるときは此限に在らずと 隨意に之を承け若く nb. 心なる 賠償法を規定したる國に に會議に於 即ち は自由勞働者た ても之に 墺國に する所な を以て之が賠 0 墺太利 は監獄規程に 在ては災故 かる可からず但 傚ひ自由勞働者 0 在 措置 償法を規定 ると囚人た ては の為め を是認す ず但し其 違反 せら に損 E ると tz 0 對 3

ありたり殊に肺結核豫防法に就ては適當に監獄を關係及監獄内肺結核豫防法等に就て有益なる討議第三部は豫防制度にして犯罪と「アルコール」との

第四部は不良少年威化部にして特に注目すべき、員を設けて調査することへ為れり

~ 3 都 0) 0 きか 何 0 辜負する所多かるべきを覺へたり を幼年裁判の設置なりとす 實況 n も皆幼年者の為めに なり シカ 剛州に 7, 少年威化部に ボ 於ても早晩此例を襲 ルチモチ等予の遊歴 裁判所 して を特設 點 1 注 ボ 於 H ふに せざるな ス T す たる各 1 は ~ 米國 至 ン紐 3 3 8

感化院 制度の良法 を訪問したる ~ 適用するを妨げざる可く二十 認 を非認し 次の問題は年齡十六歳以下 スト 適用 した 分房 せらる 0 i 8 3 に近き 非認 設備に 終に米國 以上は十六歳以上二十歳以 たること是なり既に 1 ことなれば一層工 L 有名 至る 作 して絶對に此種 0 識 0 威化監獄 ~ 女子威化院及 し殊に該會 道德 8 0 歲以上 育及智 なるものは 十六歲以下 不良幼年者 3 業教 の者 委員は 三十 下にも 育の に在 育の必要家 カッサ威化 歲 必 12 0 ては分房 以下に 要を是 つブ M 亦之を 徹 5 12 す 4 尾 對 3

を信す

歴の遊は 筈なりと謂 列員 該會 の大會なり にして世 列席し んこと今 \$ 2 ヨンし 議は の満足を買ひ 打揚げられ快 八回萬國會 兩 可 八 もて飾 き時 より 岸 法 へば其節は 個 一の宿 大臣 九 L IE 0 月 て予の希望 議は米國に於て開 り立て「ブダ」の 舍公共營造物等高く たり殊に の数待市民 1: 三日 なること限りなしと謂 表 同 我邦よりも多数の 國屬 より 亂 1 0 す ブ府 = 1 歡迎の意残りなく 0 h 3 所 なりと雖も 15 催せらるべ 城砦よりは煙 ブ河 H マイ 6 **参**會者 0 1 0) 夜航逼 n 市 " E 稀 あ 3 亦 有 間

○歐洲の社會的事業に就て

者にあり (高橋勇士 君談) (高橋勇士 君談)

して外しく働いて居りまして、其多くの年月は出私は誠に未熟な者でありまずが、救世軍の士官と

ます の私 て我 所謂 るやうであ 0 御說 る一人でございます、 5 から なけ k 天職として居 6. 0 を協會雑誌なり お話をすると云ふの つも皆さんの御数を受けて而して後に私 事業を倍々進歩さした n ります ばならない 業 0 方に 初 る出獄人保護 時間 其外新聞 のであります 所 3 を費し 11 から 0 ~ 个日 為 雜誌 事業の た者 85 12 前後矛盾 はさう云ふ未熟 御 1= でで 常 清 に心掛 依て拜 進步發達 終皆さん 3 1. て居 U 見 きち T 2 1

大會に た時日 列に加 私が英國 はならぬと云 0 まし に救世 何 か視察 7 視察し 列席 とご は誠に つて参つた譯 軍 0 ふことを幾分 して世界に於け 0 今回は日 方に参りました 短かく 萬國 た事があるとしますれ たごとはない ふので、 大會 ありましたから、 であります、 本からも代表員を出 が倫敦 不肖でありますが代表員 カン る救世 視察し のであります で 2 0 彼地に な B 7.1-0 ば n 位地敦 何 13 ることに もこれ 矢張萬國 滯 昨 さなけ 在 少し 致 0) 75 0 3 n

略に お話して見たいと思ふのであります。 T い 致しまして私 であらうと思ひますから、其方は成るべく簡 に餘り直接 のであります、所が今日は私は教世軍 さう長く の事業ではありませぬから必要が があちらで見ました實况に お話する時もありませぬし、 就 又 0 T

か 自分 めた て、 先づ最初に救世軍の起源を申しますれ ブ 見兼て夫等の者を濟度する爲に所謂路傍演 の考は何 十年程以前に傳道師のウキリアムプー か 東倫敦 のが起源であります、 唯東倫敦附近にある所の多くの貧民を見る と云ふのであつたのであります、 0 スが道を傳へて居りますと澤山 集しましてウキリアムブー つた世 往を悔ひ改 も世界的に事業をすると云ふのでなくし の方で傳道を始めたのであります、最初 して居る者も 渡をして居る者 めて續々基督教を信仰して 澤山ある 路傍に於てウキリアム へて居ると同時に スの説 の勞働 のでありまし ば又今日 教を聴 其中に スと云ふ人 ば今より 者貧民 説を始 0 12 4 四

> 方では 民其 なことに至つて居る者が十人中七人まではあ 多 居るのであります、之を區別致しますると男子部 番初まりであります、それから段々歳月を重ねま 業部を是非設けなければならぬと云ふ必要に迫ら のであります、 て居ります と女子部の二つに分つことが出 して、今日では此社會事業部も餘程 0 區別致しますると市 て此社會事業部と云ふものを組織されたのが一 必要を感したのであります、 次は海外 肉體 の活動をせなけ 移民事業が社 そこでウヰリアムブースが 中 殖民事 會專業部 ればなら 業それ 一來ます 救世軍 手廣く 0 n 中に含ま から農業 の社 又其種 なつて 社會 俞 0 類

叉 生 隨 力 T 來て居 市 所第三には安料 授産場と云ふものがあります。 て居ります、男子部 りに引渡すことをや 中殖民の かか つて行先不明 9 部 を 其次は 又區 理店第四には安旅店 别 の方から申しますれば の者を見出して親 つて居る、 落人探偵部と云 致 しますと 第二には雇 農業部は倫敦 日 日 H ふもの なり 0 本 部 人口入 第に のが貴 から 戚 1: n

を立 民無職業者 植民 てさせるやうにな 里 0) 男子部 0 を送つて農業に從事 所有になって居って、此處に多くの貧 來て居りまして、 つて居 0 重 3 なるものであります。 つて居ります、是が 10 v せしめて自活 面積が千二百丁歩 と云ふ所に大き の途 3 市

で日 れば 固 8 **島されたのであります、** 非常に貧乏して三度の食事 とになって あります、非常に富ん 外移民 E のを見出 の農業區に於て多年從事して居る者で精 山山 がテー なり、 御承知の通り 5 7 重 の方は 居ります、 同じ位でありますが人 され から、 ムス河からかけ 居ります、 7 ア敷世軍で申しますれば救ひと云ふ 市 12 大將 英國は貧富の懸隔の甚し 者を選拔 中から集つた者 英吉利 だ者も ブース F. 此沿革をチョット 私共ハード てホ は \$ して海外に送り 極く 出來な かず 澤山あります の農業部 海 П ワイト 面積 若くはハ が非常に多 v 4 から五 の小 ベリー と云ふ 申します 神も確 1 3 から 4 出すこ ・國で やう を の邊 ۴ + つて い 5 國 所 叉 v

す、 幾ん す、それは別でもありませぬが、 する中で私の心に非常に感じた 様を申上げる必要はありませぬから極 居ります、 こで話 て感じたのは斯う云ふ事柄 0 犯 T 0 方のは成るべく 殊更好んで違へ 扱になるのとは少しく其種類が遠つて居 居りますが して置きます。さう云ふ工合に部が分つて居り 微罪の が多 話されました、さう云ふ風に海外移民は出 移住民を加奈太に送つたと云ふことを主任士官 居ります、 から 主義でありますから 其間に殆ど五百人近い出獄者を私は保護し と七年救世軍の i. から のでありますが じたのは授產場も無論必 大變複雑しますが 者が多數を占め 一々ハードレーの農業部や . 私のやつて居りますのは原さ 原さんの方の て居るのではありませぬ 困つて居る人を濟度した 出獄人事業を致して居りま て居 12 そこで餘程種 であります。 所謂長 るのであります の方のは極 かず 事が 私は 要で あ ちら 1 餘程 く簡 授產 丁度今年で あります から 殊に私が 0 類 V 1 ります と云ふ んの 一部の有 が違 の重罪 短 ありま を見 私 1 刑 0 0 T 3 串

第十八卷

や子に らせて さう云ふことには とは基督 じて居ります、 居る良人の所在を探ねて長い あります 人の 15 つて居 つて居ります 心中誠 な人 知らせてやるのは非常な働であると私 やり或は十 音沙汰もな \$ 亭主を持 の愛の方か 4 3 是は の心 1= 放蕩息子の所在を探り出 力を蓋 せられ 1 つた 年も二十年も行 同情 這入 間を費します ら云ひますれ 統計なども精 可 つて、 同感 さねばなら るのであります、さう云 憐な婦人が の放蕩息子を持ち或は 互に相 間憂に沈ん さうし しく書 から略 先不明にな n 憐 あります 2 して親 て行 どうしても むと云ふこ して で居る いた物 先不 多 は づ 12 6 3 威 妻 T 明 知

來だけれども所謂監視の執行をよい加減にごまかれも附加刑のある者であります、監獄の門を出て昨日も三人の出獄者が私の方へ參りましたが、何昨日も三人の出獄者が私の方へ參りましたが、何

八丁隔 のでも 仕掛 申せば 授產 舞つた腹 うになつて居 まで食ふ 三十錢持 大きな木工 T 出 T 場が 者が けて材木を挽くのでも削るのでも孔 りに之をやつて居ります、 を收容して何 T つて居っ 澤 商店會社 必 1: 山 つて居 音樂を聽くことも出來て安心 山 75 其紙 其所 困つて居 の者をして仕事をせし 場がありまして、二十五馬力 ありますが 要であると思ふ、倫敦邊 1. と云ふ者が三人参りました、 3 3, つて仕様がな 銀行 つたが て見 か食ふ丈 四百 ローと云ふ所 ても行 た者が其處に • からホ Ш 飯を食つて 屑や其他 に大きな ホワイトベリー てもよ 4. く所は 位收容出來ることにな 1-けれ 某が ワイト 授産場でも 來れ めて居 とも 4 紙を から りの敷世 ベッリー ば今日 から を明 の電 やら 出來るや の傍らに 3 さうる か 種 る七 類を 話を ける 13 昨日 V 氣 軍 せる 3 0 誠 3 30

為に それ 出來ることになつて居 と云ふ 紙 屑 四百人近 で一週間 n それ て貰 十六臺上大きな二頭引の荷馬車が六臺 を以 やうにそれ 羅 紗は羅紗 が倫敦市 2 て集め て今申しました無職業者を集めて紙屑 い失業者 に六十 て居 から 中をグ ボール紙のやうな物又糸屑革屑 に廻るの 三十六種 幅の品物 30 そうしてそれを運搬す から 其處 いん であ で、 へ來て確かに が出來る 區別 h 廻つて紙屑 倫敦市中に於 ます。 され て居 を集 生 事 3 あ 3 て 8 0) 0 2

は所謂総 12 1 銭なり は は 食物を安~販賣するので日本でも 1 利 安料 方の 0 益 暖簾が随分ありますが 儲け 理店 人民を濟度したいと云ふ主義であ であります。 かにニーペンスし持 間でも三時 やうと云ふ主義 であります 成るべく廉價 私は参考 少しの から でも休 E つて行 物を賣 是は御承 仕入れ であ П 本 ります、 ば立派 普通 て康 5 0 東京など て五 繩暖簾 知 價 0) か 0 に腹 りま 所 錢 如 かな 0) 1

ると思つた あります 行けば麵麭 三時間 あつて食事 ば 是は貧 も休 のであります。 Ł つたやうに ても倫敦では二十 18 H 後 む タと汁 ことが の八 民救助の為に非常な働 が食べら 間 錢であります も寝 しない 出 どうし 來る、 ることも出 五. n 錢から二 T 叉疲 てスト で僅か二 A n を 1 錢 ば るの 7.7 して ブの 錢排 1. つて 物 ~ T ッ

つて居 まし それ 出來て居 あります 1 ります ばこちらの 泊 12 から安宿屋 又食事 つて居 85 のは 3 て皆二十万 から、 b こちらの ます、 倫敦 れるので、 一番 方では る、是も に 大きい 成るべく 叉一 至三 於て 行 面白 食堂 つてもそ 矢張貧民 番小さ のは八 五箇所 是も矢張 十馬力の で食事をして居 原料を康 ---1. 百 0) n へ行 をや を教 人位泊 安宿 蒸汽力で非常 大きな料 と同 ので百人 < 屋 0 買 助 て居 する目 つて め 3 から三百 理場 3 るやうに る者 12 ので 的 8 1 1= 於 から 出 で

ませぬ 非常に の方は 行つて集りを開きました時は其處の造船所 此處は非常に盛んな所であります、 又感じたのであります丁度倫敦から四十八哩許行 市街を旅行致したのでありまず まして、それ は非常なものであつて私共が倫敦に 云ふ工合に出來て居りまする所の勢力と云ふもの なつて居ることを見て歸つたのであります、 民を救助して所謂犯罪を未然に防ぐ が續々あることを私は見たのであります、是は きまずとキャタムと云ふ大きな軍港があります、 司會を致しまして盛んな集りをした ら這入つて 來る者も 何千人と云ふ 數であつ と云ふて涙を以 這入つた 基督の真理を極く平易に説きますから自分 の罪を悔いて、 私は大いなる恵を受けたのであります、 の總衆の數が二千人程ありました、又途 やうになつて居るから朝から晩まで所謂 から今度は南の方 やうな思をして居る、 私は今晩からモウ悪は致 て自分の決心の誓をする 7 此の旅行に於て 西の方の重なる 四 一つの働きに そこで集り のでありま 處に私共が 五. H 程居 の所長 さう 貧 L 6

軍人は を致したのでありますが、クリモスと云ふ所 ます、それから進んで到る所歡迎されまして集り 非常に歡迎されて大いなる集りを致し 云ふ所是も軍港地の市街になつて居る、 す 3 H 着きました時 りました時には非常な集りでありました、 んな集りをしたことはないと申しました位盛 て、ステーションには特に七十人の巡査を出 りました、それは南の方でありますが、 れたのであります、それからニュブロンフトンと 、軍港なども喜んで見せて呉れて非常に歡迎さ 其偉功に依て斯く私共如き足らぬ者までも歌迎 本人を六人乗せて市中大歡迎で練廻したのであ れると云ふことを感謝しつくあつたのであ ることを感じたのであります、 集を保護すると云ふ有様で、 のは今日 殊に私共は軍港のある場所に於て非常に威 國家の為に身命を擲つて働いて 其時あちらの士官が十四五年以 の日 は殆ど一萬人以上の歡迎が 露の戰爭に就て非常な影響 大きな馬車へ私 所謂日 12 其處 御座 其處でも のであり 中の海陸 出まし 私共が りま る為 へな へ参 T

から四五 紹介することが出來ました、 スと云ふ人が主管で盛んにやつて居ります、それ大きな出獄人保護事業がありますキャピテンスミ は救世軍の軍營が六箇所あります、それか私共を歡迎すると云ふ有様でありました、 でありました、下は勞働者から上流社會に至るま 席致したのであります、此時も六千人以上の集り参りましてもそれに劣らぬ非常に盛んな集りに出 と云ふ所も非常に大きな港でありますが の今日の事情を話すやら或は基督の救ひを話す 者が澤山あつたと云ふ有様でありました、 で戯場に來まして日本帝國萬歲と云つて拍手して あります、それを三箇所見ることが出 千人程の集りで、這入ることが出 から又五六丁行くと其處に大きな婦人 丁這入つた所に六百人程這入る安宿 さうして其處の技場で集りをしまし 申して それからブリスト 不肖ながら日本人を 置きたいと思 から一つ 此處に 此處に で日 があ P N

救濟所には八十人の出獄者が絶へず居ると云ふこ 容すると否とに拘らず食堂に導いて飯 すことになって居る、それで大抵参りますると收 らお出でなさいと云ふ招待狀を渡すことになつて 就て相談することがあれば私の所へお出でなさ た私はあなたを歡迎する若し何かあなたの身上に しますると、あなたは神様の恵に依 に一枚持つて歸りましたが、其中には直譯して申 うして必ず總ての出獄者に切符を渡す、 には監獄の門前に行くと云ふことであります、 るべき出獄者があるなしに拘らず毎朝八時年まで て完備し とであります、 走する、 て居 テモ日本の私 、私の所へ來るならば私は斯へ々々處に居 かうが毎朝監獄の門前に立つて居つて切符を渡 ピテ るかと云ふとスミス大尉は自分の家に引取 自分が行くか誰かやるか雨が降らうが風が て居ります、 さうして湯に入れ スミス 共のとは較べ物にはならぬ 餘程規模の善く出來て居りまして と云ふ人の主管して居る出 其處ではどう云ふ風に保護 て理髪にやつて再 て出獄が出來 是は参考 ので るか 1 3

第

をや 落付け し賴 なく 仕方がないが放発され 者を扱った經驗を申しますると、 して居 はさう云ふ事 ならば極く小さい所でもよい 常に良いことと思ひます V 0 1. る所 と云 T つて見た つても食ひたい、 て相談をする、 つて行 つて居 3 る、チョツト例を申します させて其内に何か職業に す 3, 野心 H 1. はなし食慾は堪らないから、 な か二日遊ば 一業が れて が満 をやつて居 の再犯者を調 さうして自分 いと云ふ精神 0 又行 と云ふ ちて居るさうであります、鏡が 非常に日本では必要であるを威 弥て所謂 それで他に頼る所があれ が英吉 けれども出て來ると錢は て出たら何か旨 せて十分御馳走をして心を く所のない 3 出 の胃に 0 から夜になると何 を持つて居ります、 11 べて見ると其ことが 0) から私はさう云ふ事 本でもどうか出來る 獄後の方針に 救世軍 就かせる、 見であると思つ 者は自分の 満足させる 監獄に居る内は れば多數の出獄 遂に脊に 0 い物を食い 是は非 就て打 ば かっ 惡 腹 13 私 其

仕舞ふ、 ウ今度 功しま 彼等が 所 11 ますから著しく此念を持つのであります、それ 私は刑期の短かい者の再犯者を多く取扱ふて居り 囚保護事業に私は た説教或は典獄若くは看守長から話され ことをスツカリ忘れて居る、教誨師 髪をさせて其上説数をして聴かせる 2 れまいと思つて居る 謂監獄 それ て連 ので n の長い ども一文もない刑 8 の考では如何に立派に監獄則 ことが必要であると思ふ、 門を出た時に歓迎する、 れで來て御馳走をしてやつて で落付くことが出來る、 れば蒲焼も いと思ふ、 2 0 改心して辛抱しやうとは思 門を彼等は忘れ門と云ふ 者であれば自然金を持つて居るから れをどこまでも 是は私のやうな無學 食へるからソン 非常に必要であると思ふ 錢を取らないで門まで けれども門を出ると忘れて 期の短かい 記憶させて置く 即ち此愛の 監獄に居る内は 者に向つ ナことは ので から 湯に入 から つて居 の者 大抵 聽 た事を忌 道が発 ても つたな てはさ が為に かされ るが 殊に つた 0 1. " T 13 酒 -

獄の は各地 す 理窟ば は 私共救世 論 う云ふ事であります 云ふことを申 て威化さ 75 群馬或は九州 ことを云つては濟 取る、 か 事業が出來なかつたら私はい から云へば大變理窟もあるさうでありますが かしても放発して出した時に所謂愛の實行の 内で 1. つて是から 方 3 御 かりでは は そこで御参考に申して置きた 軍 の監獄から來て居ります、 参考までに申して置きますが つた經 せるが精神でありますから 何處の監獄から死ても真の愛を以て導 辛抱 神を 0 立場から云ふと所謂地方東京の區別 しまするは の方からも來て居ります、 いけませ ならない、 しやうと思つて出 聴くのは誠によく感する やりたいと思つて居ります から節 まなな んで出た者に 私も此事に就ては大に責任 ER. 甚だ出 言する いです で警察 よい理窟 過ぎた話であ のであります かぬと思ふ、 は て來るが 私は多く 何處から來て 神奈川埼玉 よい 向同情 けば悪い いことは斯 私 是は の所 りま 兄弟 じた 0 は 保 出 5 理 千 3 ~

難有 ります、 で 談に行くと、 数して吳れる時はよいが、 か ませぬ、飯を食ふことが出來ませぬ、監視の執 元 2 かっ う云ふことを云つたからそれに基 得る丈自分の倹約をしてさう云ふ者を助 はさう云ふ者には出來得る文同情を寄せて、 もありませず理屈も知らない者であ 出來る はね、 ば拘留して監獄へ送るが監獄から出て來た所謂 あります、モウ一つは教誨で聴く話は誠によい ありませぬからどうか助けて下さいと云つても ことを云ふ、さう云ふのが から落ちた猿のやうになって居ります、 あの話を私共出た後にも適用して吳れくば誠に 天白日となりて警察へ行つて私の行く所はあり 是は警察に對する不平です、 皆とは云ひませぬが先づさうであると云つて 是は警察官吏の出獄者に對する薄情の點 が、 そこで私がさう云ふ者を敦 是は教誨師さんの責任である、 出て仕舞つてからは仕 どうも仕方ない いつの日曜の説教に斯 私の所 居る中ならばどうに 少し惡 1. て出 に澤 方がな つて私 ります 一獄後に Ш 教誨で説 V 斯う云 いと云 3 を 行場 道を T 相 居

です、 來る、 云ふ 教して聴かせる、 粥を食はせる、 には初めは柔かい物を食はせなけけばならぬ る或は腹一 んて置く、 家の所を廻つて古シャツや古衣服を貰づて來て積 論で、是は救世軍の信仰でありますから、折 3, 枚で はず放つて置く、 軍では 言 の所に今三十三人居りますが、皆酷寒に單衣一 で人の為に乞食をするのは恥でないと云ふ持 疑を以て試みる、所が多數は辛抱するのです、 葉を設けて持逃げでもするのではないか斯う 來るとか 暑中綿入を着て 來るとか それから仕事堪 4の所に始終集りだ で面倒を見て私は一週間位は警察にも さうして軍衣一枚で來た奴に着せてや つて居るのです、 抔飯を食はせる、 人救濟所です、 さうして二日位遊ばせて置い それで基督の救ひが段々 つて來ます、 さうして本當に辛抱をする へやると非常に能く働 の出 があるから懺 それ ブリスト 旨〈 ない は からモウーつ 働をやる、そ な N 英吉利の 悔をする、 が出 極つて居 々慈善 くの つて て説 から 獄者 か或

であります、 した、 ば引取 拘留さ もやつて行けば必ず成功するであらうと感じたの と云ふ句があります、 の「己れ自ら捕はれ人の如く捕はれ人を思ふべし」 ちらの事を を奏して居ると云ふことを聴いて非常に滿足しま 入れて着物を着せると云ふことをして非常に効果 雨が 放発のあるなしに拘らず毎朝行つて出る者があ ことになつて居る、 3 で が出來て居づて四階建で六十人は から堕落婦人などは澤山居ります あります H 是はどうしても私共は初めから大きな事は出 是は 降らうが雪が降らうが警察の門へ行つて前夜 其所の集りへ行つて日本の事を話したりあ って來て前のと同じやうに御馳走して湯に n で申 た者或は 警察の門 、少数のものでもよいから、所謂聖書 聴いたりして非常に愉快に威じまし モ少し婦人の事業に就て御參考まで 所が矢張悪い事は盛んに行 一週間 へ行くのです、重に淫賣婦です、 それ 之を以てどうか少数の者で も十日も拘留され は矢張其所の主任士官 ・臺位の所で隨分 から つも置け た者を れて から 3

それ ことであると思つて居ります、どうか を受けて居る者が多いと云ふことを承 其次には所謂不道徳の事をして操を破 重なる者は嫉妬の念から婦人が謀殺故 が居 話しましたが八王寺の監獄に百八 業に就 救濟所 に人命犯が多い ありますが 又ポ て自分の可愛い子供を堕胎若くは 契りをして懐胎する 3 は姙婦病院です、先程も村松君 院と云ふも 殊に是が日 て最も必要に私が認めた事が と出獄人救濟所があります の救濟に就 て置きますの かと云ふことが起る、それは取も直 を力を盡して減少したい所でどうすれ 其前も監獄協會 , 婦人で重罪の刑を受け スにも同様の事業が , 1 それは何からであるかと云ふと 0 本に多い ては へ必要が起つて 倫敦ブリ 雑誌で統計を見たことが のは私共誠に恥かし 所が其子供 ス + 、其婦人救濟事 あります 何人 とチ て居る者は重 一つあります N る、 知し いつて詰 殺ろして刑 してさう云 の取扱方に 殺をする、 0) かの 3 て居 ッ 7 さす 50 女囚 から 1 " ば b

H を付け 體が壯 病院などのとても及ばぬ程の病院が立派に出來 來て居るが誠に良く出來で居ります、 共に養ふ途が付 分安心して子供が生れ 居つて立 て十分に保護をする、是はハツクニーに本部が と云ふて苦んで居 て腹に子供を持つて居るが之を養育する途がない の目的は前申しましたやうな可憐な婦人を見出し 奈太でも獨逸でも佛蘭西 がある、それ 金を子供 3 の教世軍のみならず墺地 111 の仕事 て是ならば將 健になると乳母に任して置 な世必要かと申しますと教世軍の班 る、さうして働い 派の醫者も居り看護婦も居る、 の方に出すから育見院でも 就 いて居る、 を見付けると姓婦病院 かしてやる、 0 る者を見付けに歩る て子供は 又どうし 來養ふことが出來 ると子供を養育 さうし て居る中に男子に關係 でも諸 育見院で養つて母 利でも亞米利加で さうしては いては て婦人 方でやって居 ると云ふ者 東京にあ へ連れて來 い 親の方は 其處で十 が段々身 て母親し て居る士 は働い 2 婦病院 いと思 ナ 出 T 3

第

仰を以て活動せむとして居るのであります、 奮發をして其處まて達せぬけ て居ることを見て非常に喜んで歸つたのでありま す 惠病院などでやつて居るが、未だ範圍が狭い 病院が必要であらうと思ひます、 矢張英吉利 すやうな者が載つて居ります、 新聞を見ると不身持の女と貧乏の 断れて居 1 はなな 殖民の方の有様であります。 に及ぼすことが出來ないやうに聞 いと云ふ精神を持つて居るが 段々日本に於ける敦世軍も奮發して其緒 是が一つ犯罪を豫防する社會慈善事 るから安心して働くことが出來る、 其他の 婦人の方でも 救世軍でやつて居るやうな姙 不道徳の n ば止 之を豫防する途 , 海情 勿論日本 為に子供を殺 まぬと云ふ信 兎に角私共大 いて居りま の男と縁 子業に でも に着 な から 0 婦 13 ろ H か

此方は私共参りました時に梨と林檎の收穫は大變するのでありますから餘程廣くなるのでありますだった。とはまだ擴張した通り千二百町歩でありますが、是はまだ擴張で置かうと思ひますが、是は前にチョット申しまそれから農業殖民の方の事を少しく御参考に申し

卵なりを馬車で送つて行く、それ むのもあるが 分大きな牧場が出來て居つて盛んなものでありま を何町 るのであります つて居 つて枝 なも って居 には 3 へ出て居ります つて南亞米利加へ殖やしたと云ふことで 3 0 ッド 拵ら 11 それは皆ハード であつて其處では鷄を食用に供するとか 飼養 のであ 持が水て金を使ふ所である、 ませるのみの目 ります、 四百人の農民が住ふことの出來るやうにな と云ふ港が る人が 8 へまして世界に して居ります、其處なども非常 りまし 、さう云ふ風にしてやつて居 して居 ありますが、 其傍には V あります、 レー 豕も居りますれ セルローズなどと云 る勢働者がある、さうし つて此處 澤山質を結 から六哩程 種を出すことをや ではなく、 又家禽場があつて鷄を澤 モ川崎流 其處から種を持 に非 其處へは倫 から倫敦 ぼ羊も で りとは る所 摘なり ふ立派 んで 13 牛も随 其外諸 って居 盛ん サウ つて 或 0 2 办多 T 15

を實行 ますの ると云ふ神の信 3 死が十萬本出來らさうであります、さうKふこと ので、 獄者も ンナ極悪 義であります、 をして興面目 してやる目的 力 してやること 0 精神上の快樂をすると同時に肉 が二 非道の つて働 箇所 の力 仰を持つて居 の人間を造ると云ふ大將 は何かと云へば所謂貧民を救助す 者でも基督を通して敦 大將ブースの主義を云 ある、 を以て大仕掛 いて居る、 かず 主義にな 其處には即ち失業者 る 其製造場で一日に 0 で煉瓦を製 て居 故に總 るのであり へての ブー へば助か へば所謂 體上の保 造 スの 或は T

方か 奈陀 それ 居りました、 な物を世界中から來て居る救世軍の者に では非常に疑勵 らも参つて居りました、 から海 の方へ移民を奬勵して居りました、 なり亞米利 がのて所 外移民 謂敬神愛神と云ふ信仰を持つた者を 方では移民を歡迎し倫敦では貧民 して居 の方 加 送ることにな ります、私共倫敦滯在中加 でありますが 雑誌或は規則のやう つて居つて、 加奈陀邊り 配付 墺地利の じて

> ますが 專業一 談で長く 盡したい 旨などに關係なく私のやうな弱い未熟の者であ 基督教だ を講究致 んの御經験に る丈皆さんの御意見を多く拜聽致 終りに一言申して置きまするのは私は今後出來得 0 15 方から申しますれば犯罪を未然に どうか しい と思つて居るのであります、 から、 したい 中で見た事は 結果を 問題で申す必要はない 基いて、日本に於ける此出 あれは外の と思ふのでありますから、 御引立を願ひまして私も此事 得て居る 雑した誠に取る たことを謝 やうに 宗旨だからと云ふて宗 ありますが、是は餘 聞きまし しまして、 しますっ と思ひます。 に足ら 防ぐ 獄人保護 12 あれは 業に て誠 事業 82 皆さ 5

〇西南見聞錄 (三)

分乘客は多かつた二等室は滿員で身を横にする餘行汽車に乘る客が多いのは例で、丁度此の夜も隨廣島から出發したのは八日午後九時で夏季には夜廣島から出發したのは八日午後九時で夏季には夜

+

つた つた とは出 下開分監を観 2 つた 3 12 H は 時 思つたが草 のと機績せる つたと愚痴を 0 となれ 御承知の通り 運命を決 ては 大戰役 した 典獄分監長や伊 2 15 て三等室は ア、 なく るへば途すから有益な説 醒 it 0 か分らぬ 木も睡 頭 め し今夜緩なけ を車 奔走の 對照して 溢したが追付 大奮發で二等 め 同地は名にし負ふ壇 た處であ 窓に ては睡 むる水 なな 力多 其戰 疲劳を 東二課長の御厚意を得て 卒の遺 3 0 1 3 h n かに 1 流も止 ば前 三等室 0 午前六 打だれ 醫することは は歴史に かっ 威想 其當時 12 族 數の から 1 つて苦し なからウ を聴い 時下 から H 勿論寢 0 まると云ふ 徵 來寢 0 0 浦、 地 12 の開 L ので て當 勢等 12 出來 であ な るこ は 3 1. h ימ

望す 垂髪の るの 賣買 土地柄 る社 遷に 柄な から一般 と感じたのであります、 ッ で諸 謠つた 目 0 赐 藝妓 n 祀 取財 14 である ナの と試みる者も 盛なので 0 N 0 0 人 0 から商 が多 跋扈 て入込 0 馬關 妈 か参拝をする習慣 から 8 でも で詣て供物を捧け 二季の祭 3, 婦人 1 想ひ出され を観るときは切 0) 、それ 繁昌難有や馬關の繁昌 馬關 る譯であ 人 でも あり も入り込ん ひ中々全盛 爾云ふ古來の 春 典の時などは先 は同 帆機か 澤 かあつて、 て深 3 Ш 次ぎには同地に 地 0) であるそふで奇 る其式 なる るの は 5 してしと で居 齒扼腕慷慨 い意味を寓す 米 を有する 麥其 る其株券を横 の市 か終は で同 のでこん つ 藝娟 儲け よけ 他 0 は 悲 街 地 比 憤 態 3 を眺 妓 0 カジ n 0 0) 11 T 11

て居 事創 だ 3 3 0 均 程 度に やら 0 1: 通り 3 使役す 堀下 で當 至 500 H やら忙 0 3 て人 であ 四十 豫定人員は がし つたの 六人 なる で 0 を移 九 手足 し其 + 0 畑地 多 人 ip で 動 使 他 役し は か で ~ 建

又は 居ら 非常 F するにも から 0 力; を商 あるでもな [4] 分監 郷里の父兄親屬若 n 12 5 情を以て世話をせられ 3 其者の 全く 其 10 0) し成 で精 教誨 0) 方法としては嶄新 單獨 働きで衣 力を竭 はい自ら引取りて世話をする いが諸方に奔走して、 師 7 F. 道徹 金をして氏の 3 して事 1 氏は から典獄始 食を辨するに て居られる引取 は警察署に交渉 6 財魔を絞 3, 0) 業の成効 出 獄 ものではない 事業を扶 別段に大な 人保護 本分 6 14 雇 多 足らぬ つて 主を求 -5 L 0 て保 17 監 L b \$ 世話 と云 て情 る建 0 から 0 員 8 護 8)

私は を繕 力行 端を述 る者 てする の助 曾て あるのと云 るように聴取られ めた で 常に顧 力を哀 同 2 0 0 3 すると云ふ精神で で盡すと除蘊 カミ pr 縣 ぶ 0 めて之れ 投するが T て機陳し 意思を透徹 h よろ 氏 で意思疏 知事 ることは出 よれ 12 ふのは出獄人保護 願するよう 0) と異らず に元 よりも監獄 しい資本 11 よろ 不調法 0) に充つるも 12 ば丘 ことが るの なく せす 氏を 人中 して 來 瓦 で典獄 の意味 1. 为 披 13 紹 Va 11 職業を需 乏し 遂に る其説 又各 職員 歴する意見が却 介 力等 口不調 便宜 を監視すると あるとの 不言 して事 3 は 11 1= を得 す 4. 13 其 月 氏 へかか 3 力 15 事 1 T であ か社 つて來 業の 所 業の 0 R 0 ことであります 行 0 ること 足る 意思 往 A 0 る衣 會 A 0) 12 で Z 々他岐に 0) て哀 班を であ 抱負 途を講 'n Ł 力; 範 0 T क्र が多い 0 在 1 金員を 獨立 より の願す 35 酷 1= 3 知事 FIL 3 0 涉 5

である 巴の あります、 場合に遭遇すると非常に不快を威すると同 にも であ るの 疑心を除 告をする吾 下を視る猶猜疑心を以てすることも ふして吏員 11 誠の至らさる徳の足らさることと省みるの 3, 見受けることもある みならす囚人の 必 から 要であろうと思ふのであります。 四人と 去した 其 囚人と吏員との間は其弊の 〈矯正策 2 吏員 四人との のてある、 間に 吏員 豫防法としても 一員に加 , E 限らの動もす 間を融和 下の上を視るも然り上 對するに 實行 猜疑心は せしめ るを快く \$ 8 いと希望し 以上 生し易い あ n 兎角有 か 3, it A 500 0 時に自 同僚 1 如 斯の 勝ち 對す 0 と思 3 0 で 間 勸

門司 1: を代 渡 0 H つて名物 蓮 ることに 車 狀勢を 上人 に托 し久留 0 枇杷に渇 F 風沐雨大道演説をや ッ兒風を其儘に振舞 米に ました、 や元冠紀念の龜 向つて駛走した其途 きを凌きつ 上人は Ш 1 上皇 0 少憩 て邪 法華 0 0 0

思想が 忽必烈を輩出 四百 居る、 清國 は 彼れに海軍の備 たる壯闘を感するのであります我に の北 を近付 邊陲防 滅せしめ 痛められ は見ることは H 餘州の 條時宗將軍の武斷能く逆捲く大濤に元寇を殄 Ŀ 大海 恐る 進ん か 備は かしめ 整頓 6 するものである、 同 た功勢は千載不朽兒童走卒猶之を知つ たも畏多いことであつた、 0 へき國にな で願みるところがあ 精鋭十萬を率ひて一矢を報ひんと試み 時に忽必烈の膽大を認めねはならぬ 届かぬ せす と對照 せぬ老帝 出 ぬことに苦心した、 へがあつたので、 水の を悩ませら 0 から日 1 して 海軍 のみならず唯戰 つて居 國は愍むへ 國民元氣 本海の波艦 の兵制とし 0 個人の ñ 一個の怪男兒 T るであらうに た時 ったならば今日 上皇の き次第でと 此時 代は今 を受く 次顛沛 此秋 其備 ては 々兢々、 代 から海 なく 御 鎌倉男兒 0 H であ 大心を 大 0 1. して 元寇 快事 ので 如 3 0 0 T

問は の量目 感し 才 久留 あ 問ふたの くときの は私は炊 0) 理 て居 監とは云ひ ことは ります 既を見 つて 何 道は ntz П たことは 米 から 如に就 孙 る當日 監囚 0 --1: 17 2 水 場 -人の 受持 人 2 問 て置 1 2 彼是れ 7 の分量及米に混炊す 披 なか 8 n ---T の手に 0) 8 快 囚 露 か 回に給する澤庵 の看守に對 と確 人を指 でら事 ら小 なる て其番 せさるを得ね 0 12 から 10 8 12 之れ 一務官は 答 御斷 四百 淀みなく答辯 なる本監 1 は 監 3 傘です を得 内を 亦は せぬ ります傘 たのであります 足せられ 其氏名鄉貫罪名 つて混炊 b 或 相當す して、置 木工 12 る時 から述 であ つき の量、 廻 0 りであ 13 場で の水 た畢竟 b 3 更に せら L 3 6 0 囚人 麥 た米麥 へる、そ た通り Ł 或囚人 出 担當看 一斗を 3 0) n 0 かる 平素訓 の罪名 刑期を 分量を ~ 5 たので 35 青二 次ぎ 務 2 T -な n 0 守 炊 合 n 0 3 ッ 50 は

久留 負業 6 3 信 0 -から 土 方 E 0 V T h 出 で受負 優に上 久留 1 n P 地の良民 ります て膳やら盆やら又は 柄に貼つて臭れと賴 ~ 0 斌後 せら 輸出 ばならのようにな で つて居る で 米は傘は て面 編み 人 A の利益である、 れる様になれ 等 L は では から「監獄製造」とい の製造したものより て廣 0 J. 立 であるから賣れる 3 方は 銭は 3 T か かず 派 のことはこれ 老い 廉 、なかくの好評 く販路 で 一の物産とな 1 眼 決して低く いものと想像して實價を開 12 品物を熟 は は は收入 つて來 品質 南 0 ス を需めて居 餘 4. んで來たので其希 3 ラッ 次に T で 犯罪の 女けで措 人でなけ 19 0 竹細 も増 た 1 0 つて居 は 牛 い ふべー 3 8 ない 合には 0 きれ で監獄 3 加 監獄作 速 監獄 3, で する かで るの n 木を心に きましやう。 あ ところ 8 製 200 h で他の 價格 製造 0 [] 業 望 1 あ 造 1/1 8 入個人 ・を内部 皮 に應じ 13 8 3 0 すい T が分 よろ 斯樣 でなな 8 から 0 20 編 地 T 2 7 0 4.

事の日 であ ましようと云ふと同署長 それを動かすとすれ も差し込む様にすれば開けよふ 居と括付けたように錐で小さい に遭つては堪りますまい雨戸でも ら一寸這入 うな風であった、 いのであるとの事であ こで別段 ずな件 就て四 、通り過し 論區裁判所の事件は増 は外留米の 其次第 い倉庫や鎖鑰を破るのは稀であると答へられ 0) 数が殖へ ところが私の方 つてス を外す面倒もない直ぐに這入れ て見れは家に締りのあるは少い 幾分區裁所 それ たでありましうと問ふだら同判 つたので以前支部の権限に属す ば眼が覺めるから防衛になり 3 持逃げすると云ふ鼠賊 御承知の通り立派な家は 0 ら外留米支部の上席判事 は へ移るばかりではない他 聞い は増加しない寧ろ減つ 裁判權限が擴張して刑 幾ら小 移ることしなった、 たが以前支部の權限 たような聞かぬ としても動かぬ、 盗でも數々其難 でも穿けて釘 障子でも下の敷 の多 3 p 小 で か 2

> かう 來なくなつた、 たのであろうと思ふた 0 つたと あつた事件が來なくなった 事務と區裁判所の事 き事件が他の區裁判所に繁屬するので支部 區裁判所管内に起つた事件で前に支部に送り 判所は外間米でも増したであろう 、成程支部事務は無論減 が減 のであります。 務を合同で扱つた所では他 つたから久留米の から、それ丈け つたに違いない 唯支部 0

英國 取扱規程 术 y ス テ 12 幼年監獄

î 監獄評議員に於て特別規則の下に管理し適當な ボアーステルの地方監獄は準備を了せしときは りと選定せる男囚を收容し且拘禁する所と為す 百貳年一 月廿四日 制定(千八百七十七年監獄則

第 年齡、 人を集禁し特別規則を適用す其規則は左の如し **分類** 常監獄には十六歳以上二十一歳以下の囚

四人は其性質と履歴とに依り嚴重に分類すべし

分類の隔離

分類は

互に

離隔すへし 段階

囚人は懲戒段普通段特別段の三段に大別し各段 各別の衣服を着用 かせしむ

特別段には特権を附加す

懶怠なるときは昇級を延はし又は懲戒段に て勤勉せる者は特別段に上ぼす に入監する者は普通段に編入 は當該級に定めある特權の 但不行狀にして し行狀善良に 或部分を褫奪す 下し

第四 囚人は工場又は耕作の如きものに就ては監房外 於て其同使役す且主として出獄後生計を得る

適當に

して必要なる職業又は工業を教ゆへし

操を施行す H 運動 の代 こし h 又は運動の外に體格に適應する

德 育は初等教 上の講話若 育 法 の普通 看讀を勸誘する爲め書籍館 の主旨に基き溝道又は

第十八卷

第七 行すること特に注意すへし に備へある書籍其他必要なる文學に依り之を施 放発

の幸福を得せしむることにつき協商す 場又は他の慈善團體者~は慈善家と囚人の未來

囚人の釋放前適當なる時期に於ては出

獄人保護

あらされは行與することを得す 0) 減輕は特別に刑の減輕に付保薦 減刑(干八百九十九年四月二十一日 せらるくに

一般普通の監獄則は此特別規則 外は仍 ほ之を適用 1 と抵觸するもの

普通監獄則適用

分類

並に犯罪 評議員は各集禁すへき者を選定し且年齢、 の種類に 依り甲乙の二種に分類す

第二

段階は懲戒段普通段特別段の三段階を設く

囚人は其刑期の始め十四日間は原監獄に於ける

ることを得るものとす てボアーステル監獄へ移送せらるへき合格者た 初級内にて拘禁し 其後評議員の命令を得るに於

迄は据 初め るか或は不行狀なるか と善良なる行狀とに依り特別段に上るの道を得 て入監 ものとす せるときは普通段に編入 爲め懲戒段に下げらる せら n 勉强

第五

は監獄長に於て命令し得るも若し規定の期間よ する一般規程に定められたる期間内に止るとき り永き間懲戒段に置く 因るへきものとす に下くるは監 斌長 ~ かいかい の意見に依 評議員の命令 b 級 に関

並に授業師と評議の上監獄長に於て之を附與し き程度の勤勉に對しては一日 就ては確實なる强き勞働に對しては一日二個輕 ク(賞奏) に就ては は勤勉と行狀の二種に分ち勤勉に 週間に拾貳個を超えさる範圍に -個職員の或部分

> ゆることを得さるものとす する囚人に與ふるものにして一週間に六個を超 組織する所の委員會に 與するものとす又特別功勞マークは毎月於て同一の方法に依り普通段特別段の囚 ークは 時期に於て監獄長、教誨師、監獄醫を以 一週間內勤勉並に行狀の特別考査に適應 て評定の上附與す此のマ H に附 T

督の職 さるへ し奮勉の程度如何に を圍繞する所の威化上の制力に依り有効となり る注意及判斷し得らる、限りに於て囚人の身邊 般の擧動数合に對する從順學業並に作業に に在る職員よりの報告を有するも に特別功勢に對しマー 依る尚は教師授業師其 クを與 ふるには全 八他監 對す たら

す 總ての情状を現案りときし、編入することを得但特別段に昇進せしむるには編入することを得但特別段に昇進せしむるには 總ての情狀を視察の上委員會に 於て行

給與金

於ても武磅を超過することを得す には之を給せす又給與金の總額は何れの場合に を得たるときは一日宇「ペンニー」とす但日曜日 給與金高は普通段弁に特別段何れにありてもマ ク貳個を得たるときは一日一「ペンニー」一個 懲戒段に在る所の囚人には之を適用せす 金は 作業 のみに對する賞與として之を行

給與することを得但總額貳磅を超過せさるを要 特別給與金は委員會の意見に依り或場合に於て 業九

他囚の龜鑑となる者に限る且此給與金は放免時 特別給與金を受く 於て有益に使用 せらる へき囚 人は へきものとす 其者 の行 狀全班 か

きの會合期に於て其囚人の在監中の性質行狀を 獄醫より成立する所の委員會に提出し委員は次 入監後六ヶ月經 驗查 の利益を得せしむる為め情狀 し委員會に於て異議なきときは 過するときは監獄長 に依り 教誨師及監 入滿期

> 評議委員 期四分の の六 ケ月若くは短刑 一を過きさる減刑を許可せらるへき様 推薦すへし 期 のものは之を除き刑

に関する囚名 調査に附すへし會議の結果はマーク弁に給與 若し委員に於て異議あるときは或 録中記事欄に記入す 時期に於て再 金

給與す デン、 る囚人に 食糧は普通囚人 シラツ ラップ」に加ふるに干腸八「ヲンス」を對し日曜日に於て二「ヲンス」の「コル 0 8 のと同様とす光特別段に在 スしを

第十二 獄衣

獄衣は之を三種 に分 2

太は鳶色特別段 懲戒段の囚人の上衣は濃褐色普通段の囚 の囚 人 の上衣は藍色とす 人の上

ては其藍房内に友人より寄贈に係る小き繪書及又此特別段の囚人には監獄長の許可を得るに於 鏡を設置す 特別段の囚人の 監房には鐵製の床架、

を常置することを得

間合同せしめて教授し又甲乙雨級の囚人は同時 第三學年度を經過せさる囚 教授し 人は 11 少くも二

て學業に -日一時間各自の監房に於て教授 學年度以 配當せられし時間は作業 Ŀ の囚 人は第五學年度まて 時間より 包括し 控

教師師 必 一房 0) 精神目 要を認むと云ふ 一二分間に 的を説明するに止め他に良法を取る E 過きす き教育は 寧ろ此方法を改正し規 多數 1 て時間な し既

唱歌

数海師は等級を編成し其割當られ は水曜日 に於て唱歌を施行すへし の午後之を行 たる時刻に教

幼年囚の威化を助くへきものを選定すへし なる書籍の選擇には深大の注意を施し専ら

す接見時間は普通段の因人には二十分間特別段特別段の囚人には同様の條件の下に毎月之を許 の囚人には三十分間とす 於ては六週間毎に とを許す の因人 の因人 には書信の發受弁に接 1 は其 書 信を發受し丼に接見するこ 行狀幷に勤務が満足なるに

第十九 放発

商を爲すへし 的を有する所の慈善團 别 の準備しして各囚 の放発 体 若くは慈善家に基き協 後之を保 3 H

接見を為す場合に 指定せられ 放発前側体若くは め完全なる通告丼に援助を為すへし 放発囚の歸着する所又は家宅 は放発後慈善園体若くは個 する監獄の意見を知るた たる監督を保全する は各種 個人か 豫め囚 の獎勵幇助を為すへし 1 1 人の為 か機續 め監獄 の用に 發し其放発時若 して能 に來りて 人其他當 供する為

することを許 賞表壹個に對し貮磅を超過せさる限りは特別給 特別段にて三ヶ月經過する毎に賞表を附與し此 督の下に讀書室に會合することを許す 階に としてニーシルリング上八一ペンス」を與 の囚人 る囚人 には規則に規定あるもの、外他 より夜間燈火を半時間長く使用 又每日罷役後一時間發酶 師の 2 監 7)

とを喜へり

別菜たる干膓及「ゴルテン、シラツブ」を受くるこ

爭心を惹起せしめ一度特別段に入り其特權を得る

ときは之を失せさることに注意し就中日曜日ノ

特別段に昇進するか為めには囚

人間に驚く

~

き競

濶とな

而接 十日 幸福を有す たることか し十分且明に新規則を覺知し得る様に 年四收容上の設備を了せしは干九百二年十月 は百人なり最初收容せしときは各囚各別 して爾後翌年三月三十一日まての間收容せ ●監獄長報告 大し效能あり しことを報告する 0)

き變化を認むるに至れり の新鮮なる空氣を呼吸せるに其體格は外見上著し せら は取分け善良にして短少時間「ボアーステル」 より寄贈に係る小繪書寫真等の 早く其身體幷に監房を清潔 0) 囚人は設備及装置の變化弁 に為す習慣を養 媒助に依

なり

以上

より

扱より

移して永き期間特別

の下に收容管理す

發揮 作業に 教誨 小 するため稱 す叉四人は最 2 普通段に在 0 しの三 又は 敦 せり幼者の性質料に多く 間に於て其 へに照考せば適切なる監視の下に移せは短 唱 ても進步し人生固有 百 歌施行 と良申告を得 3 間は 3 8 へき希望を題はせり同 學業に熱注し致育上 特別段 一行狀を適正に爲し得ること明か の際にも成立す 觀察せは從來襲用し來りたる に昇る h かため の者 の活 の考據にる に其行状 か是迄に受け なる勤勉心 の智識を開發 樣 0 を護守 7

るの必要なるとを主張するを憚らす特別處遇は質 良好なる成績を豫想するに足る へたるも何ほ 出獄後 の監視如何 へき良き例説 0)

第十 號

第十八卷

b

を謹聴す 講義し又は ことなし又余は 散する目的 せさ 可す なる職員の下に数場に會し象棋 の罷役後一時間教誨師又は選抜せられたるへからす (職事業はロンドン監) 特別段の囚 而して此施行に就ては更に濫用せら に從事することを許す尚此時間に於 談話せるに至極真面目に且注意して之 關して適正なる談話を爲すことをも 数場に於て道徳上に關する事項を 獄出 学理する 闘引き又は れたる T 欝を 3

書家 運動弁に體操 となるに 般に體 0) 設備は大なる快樂を囚人に與へ大な 至れり 格の改良を為すことしなれり 11 每 H 良き致師をして施行せ 3 め 讀 12

教誨師其 師は最 人に歸屬す も熱心に 努し 而し て此成效の大部分は

毎週一 つい 回は監獄長又は其代理者に於て監房を訪問 各別に面語し教訓す

業は大工、 、鍛冶は工場に於て就役せしむ植木職は一「マ 四方の所屬地を生垣にて園ひ此處まて二十 錫職、鍛冶、左官及植木職とす大工

> 應用 年囚 と云 なく は明に 明快且協力的 幸なる彼輩若年者に適用 要するに を使 の心に 元 せられん こと 進歩にして英國監獄制度の内に て迎ふる點に して此事實は日々 1 注入せら 遠慮と云ふとか自由に且 年者と未丁年者を隔 處遇に ことを望む而し 對し h たり此幸 て痛 ても 接する所 せらるい て嚴正 證 1 福なる結 することは に拘はらす深切 0) 正 得らる 同囚を喜ひ且 なる規程 となりた しく 付に 1 彼輩者 般に 依り か不 ると

ボアステル 收容囚

新 一〇〇人 計 一〇〇人 十九歲 殿打脅迫 殿打脅迫 七人 計 一〇〇人家屋內钨盗及家宅使入ノ類 三七人 〇 罪名 二〇犯數 0 一五人 〇年齡人員 ヶ月以上二年以下 那 二三人 二十七歲 上二年以下 六人 三年 三人 六ヶ月以上九ヶ月未滿 二七人 九 三〇人 九八人 六人 三犯 計十 窃盗ノ類 二八人 八歲 三五 一いの人 五六人 四犯 ٨ 二月

九

は午後四時なりき 防止 め同十時年頃より しく忽ち西南に したるものに 當日午前三時 一名に及び 見舞は 七尾 し大なる被害なか たり今左に其當時の狀況を掲 監を襲ひ 頃同町字府中町某旅館浴室より て折節海上より吹寄する東北の風烈 る職員を慰籍せん 延焼し市街の過半を鳥有に歸せし 火勢鈍 12 りしも同職員の類焼は二十 3 か くなり 同 分監 かな 全〈 職員 は けて祝融 極力之を 發火 57

元 夥しく 干なるを知らす從て消止む として病監屋上に落下 記録に當らし に漸次に駆付くる吏員二十二名をし 部長外四名を指揮し先つ之を要所に 南に襲來し、 到 午前三時警鐘夢を破 b 吏員 たるに早くも然始天に漲 集散熕の如く落下せり、分監長は當直 0 左顧右時東奔西 0 めたりしか午前四 分監は風下に在 建造物屋上 るや分監長は蹶起駛走分監に したるを始め 走消防に れは從て落下 に落下するも りたることくて火鍵 り猛烈なる火勢は西 時頃大なる火鍵煌 て消防 配置すると共 廳舍監房 燃焼を逞 の大小幾 戒護 看守 8

不 競 監獄 建築銀治及手傳 大第工 七一無 學 年人 テム 衛病事 作業種別 4 利 作 人 四 業 年 -一〇〇人 一學年 二九人 人員 六犯 均一日 一七人 一五〇六九五 一四四四四四 四人 五 = 二五五 年 二 事年 11111 年 五五八八 七犯 3 二六人 人 1四九一d 001 八犯以上 一人一三學年

七尾分監 0 火災

有の出來事にし 去月二十五日石川縣七尾町に於ける火災は近來稀 て同市街の大半を燒燼し延燒の餘

第

七九

內到 名を撰拔し吏員 愈急なるを認め 民地とを界する同監外側板塀を舐め 益其威を逞ふして周圍の民家に延燒し次て同監と をして所屬耕耘地へ避難せしめたり而して猛火は の囚人及被告人 房外に出て得 失せしめたる 吏員及囚人の せしめ之を構 消防 れに向つて消防せんとする折柄幸に しめつ、午前四時三十分看守部長看守各一名 員點檢を行ひたる後水手拭を冠らしめ火鍵を る處避難すへき箇所なく危險身に蹙れるを以 夫の 烈容易 の外他の建造物には大なる被害なく 來りて外部より消防に應接 数力消防に依り同板塀四十間餘を燒 は火鍵の落下 内連動場に正 に協同消防に從事せしめたるに他 監を襲ふに至るや能登部村消防 準備を命し置きたり弦に於て事 に鎮火に至らさるへきを察し 火災を告くると共に 囚人三十八名被告人三名を出 す各自其處置に を得たり、 列せしめ内囚人十三 愈甚しく 盡 たるを以て更 急にして構 何時にても きんとせり し内部は 近鄉能登

> 之に代 火鍵落 所一時に爆燃するに際してヅツク製或は曲 て消防せんことを期し 着衣を脱して之れに充てたり又梯子は各所建造物 小桶を以て水を注き或は薦又は不用布片に水を潤 く効を奏し得へくもあらさるのみならす幾多の 消防の方法は喞筒を用 りしも分監長は行刑區域内は必す監獄吏員の手に 付消防衣を着し囚人は水手拭を冠り火焰を胃 寸隙なく奔 したるもの又は竹木を以て敵き甚しきに及ん 配置 監獄構内に於て消防せんことで要請して止まさ たるか たりといふ而 用する等消防上勘からす困難を感した し尚不足を感したるを以て便宜卓案を積み 下し危急を告くるや到底 為め 走し辛ふして延焼に至らしめざる 着衣に して消防に從事したる吏員 ひたるは 極力之を峻拒し専ら外部 點々焦痕を印した 一個の 勿論 がる も無數 るも 物製の 3 るも ては 0) 簡 從

其身を吞噬せられ 名ありたりと 動静は炎煙蔓り火鍵直下し爆聲凄しく んとするものあるに拘らす其出

過す 禦に從事するの概念を以て堅忍不拔身命を惜ます したり消 一名の囚徒は屋上より を命するや豫め準備を命 を以 ること て常置器具を包括し指揮に順ひ静に避難 防に從事したる囚人十三名は、自家の防 一般何等の 12 h 過失、 頭落したるも微傷をも被ら せし如く 負傷もなく平穏に

に家 分鼠 厄難に罹 す所なく遂に職員二十九名 りて つ他を顧みるの遑なく 0) ろを知らざること數時間の後各家族は辛くも 地に難を避け の幸なりと云ふへし 吏員 其間家族の救護財産 族の安否は り殆んと一什器たも餘さくるに至れり殊 何れも警告 事なきを得たるを知れり盖し不幸 知るに由 終始其任務に 一點鐘と共に監獄に駆付け なく の搬出に至つては何等施 の内二十 鎮火後茫然為す 奔走し 一名は類焼の つへあ として

録物件 のなし 器具敷點 となかりし 記録の部 したり 服 の搬出保管の注 危急彼の如く身を焦す彼の場合に際し記 の破損したるの外著しく焼失紛失せるも 臥具幾分燒燬したると防火の際使用せし 而して搬出 搬出 せし記録及物件は左 意周到にして敢て紊るく の途次火鍵の落下に より在

二物件の部 名籍原簿 囚人身分帳 廳用卓子 諸法規類 統計小票 會計踏帳簿 領置金基帳 衣類臥具全部 獄用器具器械 應用椅子 監房常置器具全部 人避難の際各自携帯せ 領置品基嚴 入出監簿 放発曆簿 永久保存書 作業諸帳簿 炊場器具 應用書棚 作業製素品全部 類

尋て在監人領置金品有價證券等を所属耕耘 12

錄

H

力を以

て必要諸器具を大部同

第十八宗

第

十二號

8

强風砂を捲き百千の火健構

内に飛ふや到底其

はさるを感するや先つ行刑に関す

八

家は概ね柿板杉皮を以て葺くこと、三出火時刻深 物屋上に の危險を排除する為め之を破壞したると 煎記建皮膏細屋 (逆野) に火鍵落下甚しきに依り一般火災 に四個に過きさると操縦不熟練なること、更にして人出の遅かりしこと、四常置消防 の便少からさに拘らす如斯災害大なりしは の焼失約四十間破壞二十間及ひ倉庫に付屬せる杉 便局商業學校高等尋常小學校にして其他銀行會 り官公衙の焼失したるもの郡役所町役場税務署 たる事等種々の事情あるに因るへしとは神 の快晴に加ふるに當時强風怒號なりしこと二民 の大火に怖れ先つ自家の防衛方法を講せんとし匹傷に過きさると操縦不熟練なること、五十年 のみなり而して監獄の被りたる損害は外側板塀 観測なり 神社二なり現存せる官衙は警察署裁判所及監 は約九百餘戶燒死者一名負傷者十八名 於ける焦痕數點あるのみ、同地は水利 防器具僅 一) 數日

るも同時刻後汽車の蹿するは午後二時三十一分に典獄は馳せて同地分監に赴かんと焦心矢の如くな同町火災の報本監に達せしは午前九時十分なりき

等の爲 て數日 告遅延したるは止 再三報道に接するも或は同分監年焼と云ひ全焼と せしめ且つ同時に本監に打電し更に看守五名 四名を要所の戒護に配置し一部同分監看守に休養 するや先つ構内を一巡し火災の狀況豫想外に惨憺 時三十九分典獄は 通となり せしめ又は其居所を定めしむることを得せしむ 務に當らしめ同分監前夜來消防其他に繼續從事 張を命し引率せし四名と都合九名を以て各所の要 感謝し慰籍すると共に直に本監より を極め且つ各吏員 み而かも同電話機も亦附近警察署に應接を求むる 云ひ其真相を知るを得たるは午前十時三十分なり しと眺め して意を貫くを得す刻 し者に休養を與へ始めて避難せる家族に親しく 間休養を與ふるの必要なるを認め其辛勞を め一時非常に輻輳したるか爲め本監への つく天を仰いて其冥護を祈るのみ、 一便局は最先に焼失したるを以て電信 かに警察電話機に頼り之れを通せしの の防火上に於げる困頓甚大にし 看守四名を奉ひ、 むを得さるものありき、 と過きゆく 引奉 同分監へ到達 せし 午後一 爾後 出に出 看守 報 不

織せる團友會より金數十圓及必要品を以てしたり 楊し且つ罹災者に對しては取敢へす同監獄員の組傷同監吏員に對しては克く其職務に盡したるを賞

情斯 し且 せられんことを同人社會に訴 慰籍する所ありたりと云 及ひ東京府下四監獄職員 に身を挺して公務に盡し自家の罹災を顧みさるに 得る所にあらず職務のた 同分監職員 し忠實なりし同分監職員 つては同人の鑑鑑として敬服する所なりとす事 同分監職員の第を賞讃 一つ其罹災に同情を表 の如きものあるを以て監獄局長以下局員一 の消 防に竭 12 の類焼に對し充分に慰籍 ふ吾人は不慮の災厄に際 し各自應分の金員を贈り 一同は其功勞に對し感謝 するに足らさるを覺ふ殊 めに水火を辭せすとの語 る勞苦 L は筆紙 の形容し 同

○犯罪人の減少に就て

の如し、吾人は斯る調査及意見の續々發表せられ調査したるものなりとて同地新聞の掲くる大要左廣島監獄在監囚人の減少に就き同地商業會議所の

一一、多數の壯丁を戰地に送り、んことを望む

たること其結果とし

が内地を去りたることが内地を去りたること

したること

中に餘裕を生じたること一つ、特に廣島地方に於ては時局の爲に下層社會に

時局に伴ひ犯罪檢學の上に寬容主義の實行

後失業者を増加し及軍人の飲酒遊宴を増 罪を増加 ある の減少したるは著しき事實にして其原因の るべし夫れは兎に角戰後の犯罪狀態は果し 豫等をも敷へ得べきは固より何人も首肯す ては犯罪の不檢學、 等を其主たる原因と為せり近來全國を通 見るに至りたること べきや之を歴史に徴するに往々戦後 せし例あり其原因たるや出征兵士 檢事の起訴猶豫、 刑の執 加 て如何 る所な 常 الم 行猶 の犯

錄

第十八条

第十

號

與ふ れずある 云々 處軍人萬歳の聲に乘じて兵士は自から驕慢の心を 失業者の保護 一じ遂に犯罪に陷るの擧に出づる者あらんも測ら べき必要あるは勿論なるが當局者は殊に戰後斯る事は豫め夫々當局者に於て訓戒及保護を の失業者を出すべきは殆んど疑ひなく且到 面警察に於ても其取締 軍人遺族の救護に付ては 回凱旋の兵士に在りても 方 に付目下研 大いに苦 究中 3

やの疑を抱き其筋へ問合せる向ありとのことな b 簿 15 たる日より初めて發病した 記載する入獄後發病時に)調治薄 0 發病 期間 に就 る期間を計算す 至る期間 1 13

N

調治

3

か

右は刑事被告人として監獄に入監したる日に

算すへきものなりとい

2

地 方 通 信

> 試験せしに其結果左に 價を廉ならしめ落札を競ふの向あ 價を廉ならしめ落札を競ぶの向あるを開知し以て增殖せしめ而して此增殖せし歩合に 監人 擴まるに從ひ商人間好作を謀り納入前 食料用精撰火車米は各監獄需用として漸 火車米購 入方に就る 1 水を散 より 實際

代

Ai

區別 一斗二對シホ三 合子交セ廿四時 一升/ 合子交セ廿四時 一升/ 一升ノ量目 せし火車米 ti iiii との

前掲の如くり 火水 純 獄經濟上著るしき不利益を來 は九升四 際焚き増し少なきのみならず一斗の分約六日を を謀るを得るの理となる然るに混水 九升を殖すの割合となり價格に於て夫れ 火 車 米 合に減す尚乾燥するに從 混水せは一斗に對 斗 合 三百五拾五匁 質軟二咖 斗三百七拾忽 質圖り鳴 し九合 -U 自 を増 の分は炊烹の 支け 低 1110 三碎ケ難シ 碎ヶ易 減 石に 低康 監 經

兩者の品質は十分注意し 之れ 2 には先つ米粒の 堅いれ るは と軟見

十匁を定度 撰火車米は り面 3 とを噛み て 升の量 Ti 一升の量目 るに 目 目三百六十六七夕以上三百七の量目を測定すへし純粹の精し混水の分は幾分か軟弱の嫌 泥 水 の分は遙 かに此以 下 あら なるを忌むに至るべし故に購入に當り此普通品 數を要し大に困難を生し窓に火車米を用ゆる

T

購入するに於ては

精

撰するに

少な

か

3

の頃手

さる精撰米を求

むるに

注意するを要す

べきな

1-

火車米 於ては納品檢查に十分の注意を要すへきことと思わりては大に惜むべきことなるにより各需用者に 日に 監獄 廉にして又其 業に 正商人の間々各地に出現し此眞價を失墜する の經費の節減を企 13 實驗 世評 せられ 交上 0 如 方に 1 0 他 いあ 圖 の外 於て保健上に於て大差 1 國 る人の知る處なり るに多大 米 の利 し價格 益あるは 歪 然る なく 一テ低

們も普通品より約 ならん 籾及土塊を除去し全く 通商間取引するは皆之れなり故に其相 ことなり火車米は元來籾土塊交りの粗 り然るに之れを搗精するに於ては此普通品にて可 言す も搗精を要せす べきは 籾及土塊交りの 一割方高し然る 精撰 直ちに食用に供するには此 せさるべからず從 普通品 12 此等を知ら 場も低廉な 製にして普 を賣買す て其 す

3 8 右は

一片の老婆心執務の參考ともな

ること、

るも

b 占領する際銃丸を受け名譽の戰死 を受けたるも屈せす更に同八月椅子 佐賀監獄看守江島梅太郎氏は昨年五 五月召集せられ同十月盛京省林盛堡 看守坂本金五 中昨年四月召集せられ九月 大阪監獄看守岡定次郎氏は三十 金澤 四郎氏は 十月拉木屯附近に於で戰死 監獄看守島崎又吉氏は昨年召 昨年二月召集せられ 郎氏は三十五年以降看 旅順に於て 商山 甲府監獄看守長田 んを遂ぐ 攻擊 に於 山北方高 月召集せられ 守奉職中 0 3 T 際敵彈 戰死 守奉 [11] 地な 昨 樹

第十八卷 第 +

方通

Ŧi.

氏方叉 暗島



正誤 前號六十六頁地方通言下设十二元星二司をと深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にると深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にると深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にると深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にると深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にると深く出征し旅順背面攻闘軍に在りて衛生隊にあると表

正課 前號六十六頁地方通信下段十一行因に同

武三鈴

末 彦

榮次耶 巳之松

明

田村木村水

清墨澄

田本

大會根吉太郎

大 中 府 於 東 音 音 音

谷留太郎

宏

監獄協會記事

一月第三日曜日を以て例會と

〇網走支部茶話會

想を涵養するを要すと論し第二席今川榮助君(故彼れに親炙する戒護職員は亦よく多くの道徳的思啓發し道徳的観念を扶植するに存す故に吾人直接啓發し道徳的観念を扶植するに存す故に吾人直接啓職会第一席佐々木吉三郎君(監獄改良と吾百十月十四日例會を開きたるに典獄以下會するもの十月十四日例會を開きたるに典獄以下會するもの

选那百金本版

八七

第十八卷

第十

監獄協會記事

の拍 悼法 毎歳 なひ く草葉 疾病 營以 負傷 あら 管門を發 當地に T 奉秋 墓地 其他に 一來の職員 手を以て賛成 自ら せるまての惨憺 (戰爭實歷談)は なる同僚の参考に資す 囚員及看 法會 の恋々 8 主成分中には多量 を營むの心要なきか余 たり第 の二季に於て此不祀 15 あるもの寔に稀 戰線附近にありて其狀 L 題末定)は 因 至れは轉 て本年三月奉天大會 0) に付すへから 1 守 方法を朗讀 たるに変しある り死亡したる者 して職 四席 の勤務 の意を表 客年十 た同情 醫事 水谷 12 る戦 法役 の「カ 勝也君 有 0 さる所以 衛生に関 したるに會場割 したり なり枚 の涙禁する能はす依 ために斃れ は の靈魂を吊 が如き狀態なり足 の遺族は 91 其施行 一戦に参加 ひ第 能を目撃する 0 (雑蔵)は で細説 第五 を道破し する問題を提 に其墳墓は 日 3 しを含有す 動員下 又は在 0 槪 ね皆離散 舊網 し自 13] 2 n 望 H 為 進 'n すと 空し 己の 斗 8 走分 0) 令某 職 者 咸 T + V h 111 20 -

験を 自家か 何。封種建 武士 席安田 若く 蓄音器の發明者か小説的架空の想像を現實なら 醫書を以て患部 員の家庭生産趣味の欠如せるは慨歎に堪 を實際に行 めたることを説き進んて吾人も亦 を以て之を飽 一對なりと諧謔 の誤謬なるとを辯明し此二者 (演題未定)は (1) な 時 13 は 終りに 喰は 作五 趣味を與 代 か 3 0) へから を問 ふるに 舊夢なり廿 すも高楊子とは世襲の碌 郎君(家庭と生産趣味)は我網 て茶菓 はす經 的 3 多 派 理論と實際とは併行 一番して降壇せり 9 るを為さすして ると尤 す 努力するを要すと 擦り之を治せん て治せんとするは に属する信者は 0 義 隨 濟的競爭場裡 世紀の國民 て子女の教 曲 5 あ 必要 b 腐敗に 併行 なりと論 第六席 九 育 13 とするの 1= 斷 如 H 0 せすとの 家庭 衣 0) 例 3 監獄 食 走監獄 證 木島淨 騙 12 6 へす 75 0 3 1: するの とし 迁 橙 12 3 12 第七 常套 h 12 彼 理 7 民 3 3 3 0 職 想 義 T T か 水

◎謹告

小藤少佐 五 登 三十五 Ξ 174 + + 發則 68 53 發 遺族外二名二 实 越 渡青 lis 兒 久 新 HI E 高 大 111 小 路 角平 木 竹 倉 橋 8 美 田 Fi 本 古 代 田蘇 修 岩 兵 傳 縋 Z 光 次 次 次 寄贈 高永浦 九 セラレタル 谷塲 本 木村 內田 木 藤 + 地 木 萬 林. 長 真 包 廣 虎 信 惟 盛 Æ. 太 介 郎吉吉吉賢雄 至 雄 安已 金額 新井田 深 肥 鈴 PLI 本 速 黑稻小齋 谷 中 之 左 原 宅 田 津 岩 垣 111 水 後 島 木 品 在 重 即 四 傳次即 四 傳次即 作 1 岩 太無啓 留 九 如 慶 2 五 = 兵 太 2 衛郎郎三助郎郎夫曜 六 簑高加大篠 川山岡神杉中 本千 原 池 田橋藤沼 上崎晨 原村 德 賴 博長可利安 里治 华 磯俏 = 郎 道 平名 Œ 吉 司平藏庸楠 男 藤 古 七 山村 岩 额 伊 三小久 大淺富 崎稲 訪 调 井 渡間 藤 H 野 蓉 榮五 īlī 德 田 震 幸 喜 五十三錢 稳 良義 次 太 Ξ 太 太 次 HR HR 三数新 則据高引 荒 山 土 降 大 吉荒 屋 畑甚 **鎖谷** 本信 近 原 111]1] 野 [11] 俞 松木 察 朝 信 公 劣 利 金 是 政和 代 次 事 太 太 仁介照市耶夫平 跳) 一六郎空耶郎 HK M

明治三十八年十二月二十日 一 刷 所 所

市京橋區本湊町十三番地 監市麹町區飯田町五丁目三十番地 監

東東京京

[[音]]	付送了	曾曾
局振	宛	番肩
名込	名	地書
. 神	監	五東
Ш	獄 協	丁京
"	會	目市
橋	會委員	三麴
通	藤	十町
郵		番區
便	澤	地飯
局	Œ	Ш
	啓	叫